

山口県地域防災計画

原子力災害対策編

令和 7 年度

山口県防災会議

原子力災害対策編（目 次）

第Ⅰ編 総則

第 1 章 計画の目的	I - 1
第 2 章 計画の性格	I - 1
第 3 章 原子力災害対策に係る責務	I - 2
第 1 節 原子力事業者	I - 2
第 2 節 県・関係周辺市町と原子力事業者の連携協力	I - 2
第 4 章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	I - 2
第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置	I - 4
第 1 節 緊急事態区分等及び防護措置	I - 4
第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等	I - 5
第 3 節 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施の基準	I - 1 1
第 6 章 防災関係機関の業務の大綱	I - 1 5

第Ⅱ編 原子力災害事前対策

第1章 災害応急体制の整備	Ⅱ－1
第1節 原子力事業者の体制の整備	Ⅱ－1
第2節 県の体制の整備	Ⅱ－2
第3節 関係周辺市町の体制の整備	Ⅱ－4
第4節 緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の体制の整備	Ⅱ－4
第5節 防災関係機関相互の連携体制の整備	Ⅱ－6
第2章 災害情報体制の整備	Ⅱ－7
第1節 情報通信体制の整備	Ⅱ－7
第2節 住民への情報伝達体制の整備	Ⅱ－7
第3章 緊急時モニタリング体制等の整備	Ⅱ－8
第1節 平常時・緊急時モニタリングの実施体制	Ⅱ－8
第2節 緊急時モニタリング体制の整備	Ⅱ－8
第3節 緊急時モニタリング資機材等の整備	Ⅱ－9
第4節 大気中放射性物質拡散情報の把握	Ⅱ－10
第4章 原子力災害医療体制の整備	Ⅱ－10
第1節 原子力災害医療体制の整備	Ⅱ－10
第2節 原子力災害医療の実施組織と役割	Ⅱ－11
第3節 原子力災害医療に係る医療チームの要請・受入体制の整備	Ⅱ－13
第4節 医療用資機材の整備	Ⅱ－13
第5章 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	Ⅱ－13
第6章 避難誘導体制の整備	Ⅱ－13
第1節 避難計画の作成	Ⅱ－13
第2節 避難所の指定	Ⅱ－13
第3節 要配慮者の避難誘導体制の整備	Ⅱ－14
第4節 避難等の状況の確認体制の整備	Ⅱ－14
第5節 居住地以外の市町に避難等を行う被災者への情報伝達体制の整備	Ⅱ－14
第7章 専門家の移送体制の整備	Ⅱ－14
第8章 飲食物の摂取制限、出荷制限等	Ⅱ－14

第9章	原子力防災に関する知識の普及	-----	Ⅱ－15
第1節	県民に対する知識の普及	-----	Ⅱ－15
第2節	防災業務関係者に対する研修の実施	-----	Ⅱ－15
第10章	防災訓練等の実施	-----	Ⅱ－15
第1節	訓練計画の策定	-----	Ⅱ－15
第2節	訓練の実施	-----	Ⅱ－15
第3節	実践的な訓練と事後評価	-----	Ⅱ－16
第11章	原子力施設上空の飛行規制	-----	Ⅱ－16
第12章	ヘリコプターの活用	-----	Ⅱ－16
第1節	県消防防災ヘリ「きらら」の活用	-----	Ⅱ－16
第2節	県警察ヘリ、ドクターヘリ、自衛隊ヘリ及び海上保安庁ヘリ との連携	-----	Ⅱ－17
第13章	災害対策資料の整備	-----	Ⅱ－17
第1節	災害対策資料の整備	-----	Ⅱ－17
第2節	その他原子力災害対策上必要な資料の整備	-----	Ⅱ－17
第14章	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	-----	Ⅱ－18
第1節	消防	-----	Ⅱ－18
第2節	警察	-----	Ⅱ－18
第3節	海上保安庁	-----	Ⅱ－18
第4節	県及び市町	-----	Ⅱ－18

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第1章 活動体制の確立	Ⅲ－1
第1節 災害対策本部の設置等の基準	Ⅲ－1
第2節 オフサイトセンターへの職員の派遣	Ⅲ－1 1
第3節 専門家の派遣要請	Ⅲ－1 2
第4節 応援要請及び職員の派遣要請等	Ⅲ－1 2
第5節 自衛隊への災害派遣要請	Ⅲ－1 2
第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	Ⅲ－1 2
第2章 災害情報の収集・伝達	Ⅲ－1 3
第1節 情報収集事態発生時の情報連絡	Ⅲ－1 3
第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡	Ⅲ－1 4
第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡	Ⅲ－1 5
第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡	Ⅲ－1 7
第5節 通信運用計画	Ⅲ－1 9
第6節 原子力災害時における住民への指示	Ⅲ－1 9
第3章 住民等への的確な情報の伝達	Ⅲ－2 1
第1節 広報事項	Ⅲ－2 1
第2節 広報の方法	Ⅲ－2 1
第3節 広聴活動	Ⅲ－2 2
第4章 緊急時モニタリングの実施	Ⅲ－2 2
第1節 緊急時モニタリング本部の設置と各機関の任務	Ⅲ－2 2
第2節 緊急時モニタリングの実施方法	Ⅲ－2 3
第3節 海上モニタリングの実施	Ⅲ－2 4
第4節 上空モニタリングの実施	Ⅲ－2 4
第5節 大気中放射性物質拡散情報の活用	Ⅲ－2 5
第6節 モニタリング結果等の評価	Ⅲ－2 5
第7節 緊急時における住民等の被ばく線量の実測	Ⅲ－2 5
第5章 住民避難等の実施	Ⅲ－2 5
第1節 避難又は一時移転、屋内退避の指示等	Ⅲ－2 5
第2節 避難所の設置	Ⅲ－2 6
第3節 避難等の実施	Ⅲ－2 6
第4節 要配慮者の避難誘導	Ⅲ－2 7
第5節 避難住民に対する避難退域時検査等	Ⅲ－2 7

第 6 章	飲食物の摂取制限、出荷制限等	-----	Ⅲ－ 2 7
第 7 章	原子力災害医療の実施	-----	Ⅲ－ 2 8
第 1 節	原子力災害医療本部の設置	-----	Ⅲ－ 2 8
第 2 節	救護所における住民への対応	-----	Ⅲ－ 2 8
第 3 節	安定ヨウ素剤の服用	-----	Ⅲ－ 2 9
第 8 章	防災業務関係者の安全確保	-----	Ⅲ－ 3 1
第 1 節	防災業務関係者の被ばく管理・安全管理	-----	Ⅲ－ 3 1
第 2 節	防護対策	-----	Ⅲ－ 3 1
第 3 節	防災業務関係者の放射線防護	-----	Ⅲ－ 3 1
第 9 章	緊急輸送活動	-----	Ⅲ－ 3 2
第 1 節	緊急輸送の順位	-----	Ⅲ－ 3 2
第 2 節	緊急輸送の範囲	-----	Ⅲ－ 3 2
第 3 節	緊急輸送体制の確立	-----	Ⅲ－ 3 2
第 10 章	治安の確保	-----	Ⅲ－ 3 2

第Ⅳ編 原子力災害中長期対策

第 1 章 緊急事態解除宣言後の対応	IV－ 1
第 2 章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	IV－ 1
第 1 節 避難の指示等	IV－ 1
第 2 節 警戒区域の設定	IV－ 1
第 3 章 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等	IV－ 1
第 4 章 復旧期モニタリングの実施と結果の公表	IV－ 1
第 5 章 各種制限措置の解除	IV－ 2
第 6 章 心身の健康相談体制の整備	IV－ 2
第 7 章 風評被害等の影響の軽減	IV－ 2

第 I 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）に放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、原子力災害対策の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、県民がその有する全機能を有効に発揮して山口県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 章 計画の性格

- 1 この計画は、防災基本計画原子力災害対策編に基づき、県の地域における原子力災害対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。
また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでなく、市町における地域防災計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に当たっての指針となるものである。
- 2 この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。防災関係機関は関係のある事項について、毎年山口県防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画の作成又は修正に際しては、原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づいて、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。
- 4 この計画に定めのない事項については、山口県地域防災計画（本編、震災対策編）によるものとする。
- 5 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対して、この計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 6 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする
- 7 国（内閣府等）は、原子力防災会議決定に基づき設置される地域原子力防災協議会での検討及び具体化を通じて、この計画の具体化・充実化の支援を行うものとする。
- 8 計画の用語
 - (1) 災対法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
 - (2) 原災法 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）

- (3) 県 山口県
- (4) 関係周辺市町 上関町
- (5) 関係消防本部 柳井地区広域消防組合消防本部
- (6) 立地県 愛媛県
- (7) 原子力事業者 四国電力株式会社
- (8) 原子力発電所 四国電力株式会社伊方発電所
- (9) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (10) 県防災計画 山口県地域防災計画（原子力災害対策編）

第3章 原子力災害対策に係る責務

第1節 原子力事業者

原子力事業者は、原災法及び関係法令に基づき、原子力災害の発生の防止に万全の措置を講じるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に、誠意を持って必要な措置を講ずる責務を有する。

第2節 県・関係周辺市町と原子力事業者の連携協力

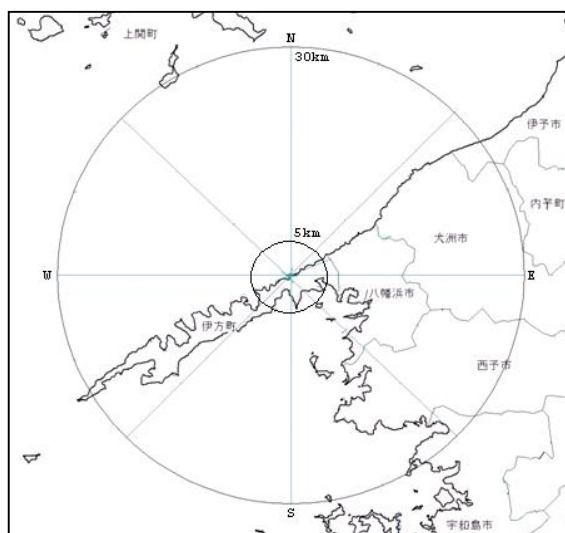
県並びに関係周辺市町は、原子力事業者と相互に連携を図りながら、協力して、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施するものとする。

第4章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、以下に示す基準をもとに、行政区画、地勢等を勘案し、次のとおり地域の範囲を定める。

原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心としておおむね半径5 kmの範囲	—
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心としておおむね半径30 kmの範囲からP A Zを除いた範囲	上関町八島

【周辺地域の地図】



※ 立地県の原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域の基準		対象市町
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心 としておおむね半 径 5 km の範囲	伊方町
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心 としておおむね半 径 3 0 km の範囲か ら P A Z を除いた 範囲	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

第5章 緊急事態区分等に応じた防護措置

原子力発電所に異常が発生した場合には、原子力事業者、国、県、立地県等は、緊急事態区分に応じて防護措置を実施する。

なお、緊急事態区分には該当しないが、愛媛県伊方町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合を情報収集事態とし、原子力発電所の状況等について情報収集を行う。

第1節 緊急事態区分等及び防護措置

1 情報収集事態

区分		UPZにおける防護措置の概要
情報収集 事態	愛媛県伊方町で震度5弱 又は震度5強の地震が発生 した場合（愛媛県伊方町で震 度6弱以上の地震が発生し た場合を除く。）	—

2 緊急事態区分

緊急事態区分		UPZにおける防護措置の概要
警戒事態 (Aレベル)	放射線による住民等への 影響が切迫した状態ではな いが、原子力発電所におい て異常が発生した又はその おそれがある状態	—
施設敷地 緊急事態 (Bレベル)	原子力発電所において、 放射線により住民等に影響 をもたらす可能性がある事 象が発生した状態	必要に応じて屋内退避の準備を行う。
全面緊急 事態 (Cレベル)	原子力発電所において、 放射線により住民等に影響 をもたらす可能性が高い事 象が発生した状態	必要に応じて屋内退避を実施する。 放射性物質の環境への放出に備え、避 難や一時移転、除染等の防護措置の準備 を開始する。 放射性物質が環境に放出された場合に は、緊急時モニタリングの結果に基づい て、避難や一時移転、飲食物の摂取制限 など、必要な防護措置を実施する。

第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等

緊急 事態 区分	事象 区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）
警戒 事態 （A レベ ル）	警戒 事象	1 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇（AL01） (1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が$0.15\mu\text{Sv/h}$を超えたとき (2) 県または立地県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、$0.15\mu\text{Sv/h}$を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき 2 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ（AL11）【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき 3 原子炉冷却材の漏えい（AL21）【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき 4 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき 5 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ（AL25）【3号機】 非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき 6 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき 7 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（3号機）（AL30）【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 8 単一障壁の喪失または喪失のおそれ（AL42）【3号機】 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき

		9 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき 10 所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき 11 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき 12 外的事象（自然災害）の発生 (1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 大津波警報の発表 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき (3) その他 当該原子力施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等） 13 オンサイト統括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき 14 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他外部事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき
施設敷地緊急事態（Bレベル）	施設敷地緊急事象	1 敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01） 県又は立地県、原子力事業者が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストにおいて以下の状態に至ったとき ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く (1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき (2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02） 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」（以下、「通報事象等規則（原子炉施設）」という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき (1) 1号機補助建家排気筒

		(2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒 3 通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03） 放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき 4 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出（SE04） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50 μSv/h以上の放射線量率を検出したとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき 5 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5 μSv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき 6 原子炉外での臨界事故のおそれ（SE06） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生する蓋然性が高い状態になったとき 7 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（SE21）【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき 8 蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき 9 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失（SE25）【3号機】 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき 10 直流電源の部分喪失（SE27）【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき 11 停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29）【3号機】
--	--	---

		原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき 12 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（３号機）（ＳＥ３０）【３号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき 13 格納容器健全性喪失のおそれ（ＳＥ４１）【３号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき 14 ２つの障壁の喪失または喪失のおそれ（ＳＥ４２）【３号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき 15 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（ＳＥ４３）【３号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき 16 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失（ＳＥ５１）【３号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき 17 所内外通信連絡機能のすべての喪失（ＳＥ５２）【３号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失したとき 18 火災・溢水による安全機能の一部喪失（ＳＥ５３）【３号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき 19 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（ＳＥ５５） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき
全面 緊急 事態 （Ｃ レベ ル）	全面 緊急 事象	1 敷地境界付近の放射線量の上昇（ＧＥ０１） 原子力事業者が設置するモニタリングポスト又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタ及び原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く (1) １または２地点以上において、$5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき (2) １または２地点以上において、$1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、

	中性子測定用可搬式測定器によって $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき 又は、県又は立地県が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。 ただし、これらの放射線量のいずれかが、2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出した場合に限る 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02) 以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第 12 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき (1) 1 号機補助建家排気筒 (2) 1 号機格納容器排気筒 (3) 2 号機補助建家排気筒 (4) 2 号機格納容器排気筒 (5) 3 号機補助建屋排気筒 (6) 3 号機格納容器排気筒 3 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03) 放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第 12 条第 1 項で定める基準以上の液体放射性物質を検出したとき 4 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出 (GE04) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 2 条第 2 項第 4 号に規定する管理区域の外の場所において 5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき 5 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 2 条第 2 項第 4 号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $500 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第 6 条第 2 項に定める基準の 100 倍以上の放射性物質を検出したとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき 6 原子炉外での臨界事故 (GE06) 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) になったとき 7 全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11) 【3 号機】 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき 8 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入
--	---

	不能（GE 2 1）【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水がただちにできないとき 9 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能（GE 2 4）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水がただちにできないとき 10 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE 2 5）【3号機】 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき 11 全直流電源の5分間以上喪失（GE 2 7）【3号機】 すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき 12 炉心損傷の検出（GE 2 8）【3号機】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき 13 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE 2 9）【3号機】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき 14 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE 3 0）【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき 15 格納容器圧力の異常上昇（GE 4 1）【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき 16 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ（GE 4 2）【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき 17 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE 5 1）【3号機】 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る）が使用できなくなったとき 18 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE 5 5） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき
--	---

(注) 上表中 () 内の記号は、EALNo.を指す。
 記載例 (AL01の場合)
 AL 0 1
 事象区分 事象分類 連番

事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2、3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威

(注) 重要区域は、原子力事業者の「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

(注) 【 】内は、対象号機を示す。記載が無い場合は全号機が対象。

(注) 1号機及び2号機については、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたことから、EAL01～06及び55のみ適用する。

第3節 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施の基準

放射性物質が環境に放出された場合には、住民等への被ばくの影響を回避するため、緊急時モニタリングの結果に基づいて、迅速に防護措置を実施することができるよう、具体的な基準等を次のとおり定める。

防護措置を実施する基準については、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」に規定されているOIL（Operational Intervention Level）を用いる。

基準の種類	実施する防護措置等	基準値
OIL1	住民等の避難、屋内退避	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
OIL4	避難又は一時移転した住民等の除染	β 線：40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率 ^{※1})
		β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)
OIL2	住民等の一時移転及び地域生産物 ^{※2} の摂取制限	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)

飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性物質濃度測定を実施すべき地域の特定	$0.5 \mu\text{Sv/h}^{\ast 3}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		
O I L 6	飲食物の摂取制限	核 種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※4}
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

(注) 防護措置の実施基準では、空間放射線量率等に基づく緊急度により、災対法上の避難を「避難」と「一時移転」の2つの類型に分類。

※1 β 線入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率。

※2 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※3 計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値。

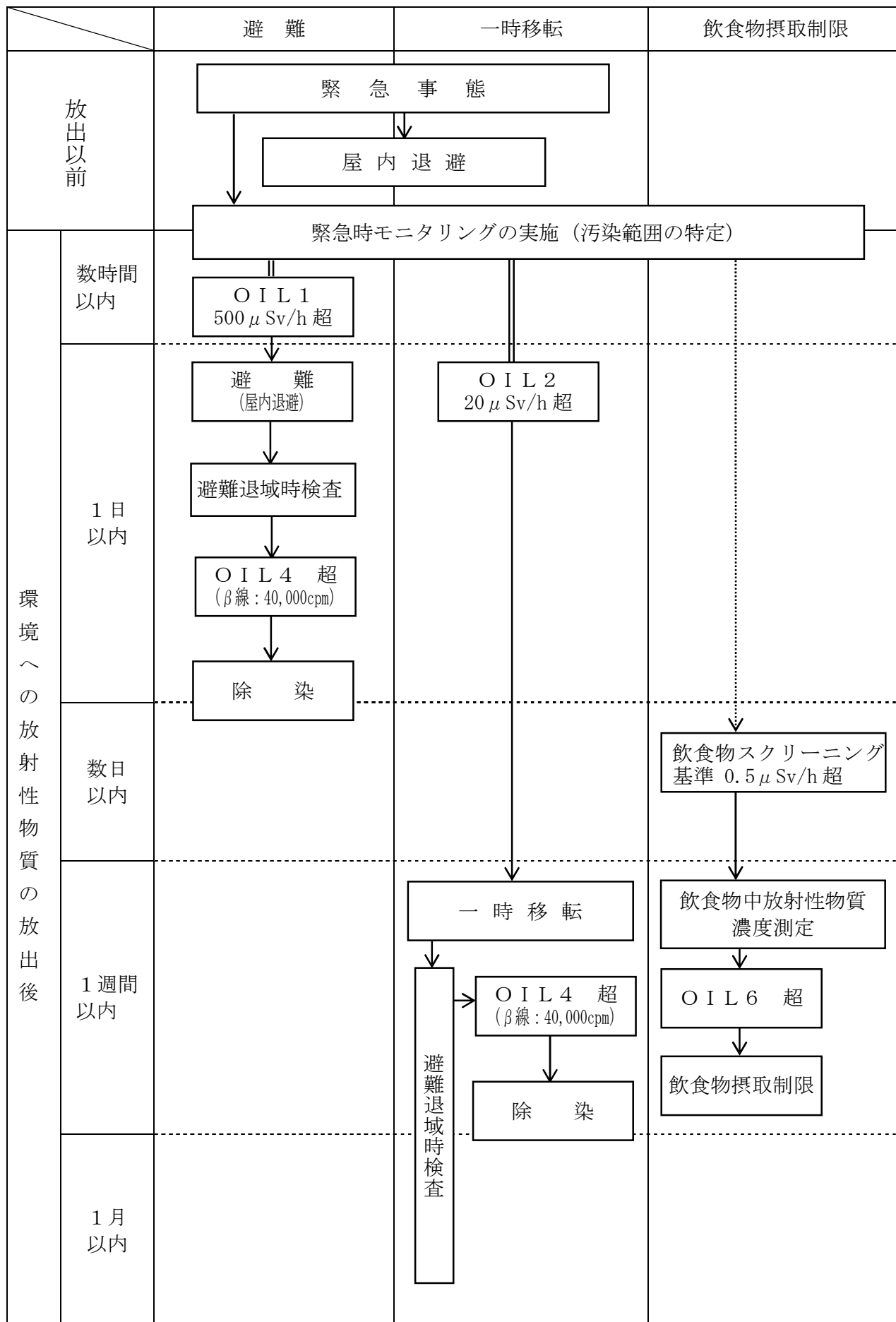
※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

【防護措置の内容】

防護措置	内 容
屋 内 退 避	放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図るため、屋内に退避する。 放射性物質の環境への放出前は必要に応じ、また、放出後は数時間以内を目途に対象区域を特定し、屋外にいる住民等の自宅又は公共施設等への退避を実施する。
避 難	高い空間放射線量率が計測された地域又は放射線量率が高くなるおそれのある地域において、被ばくの低減を図るため、放射性物質又は放射線の放出源から速やかに離れる。 放射性物質の環境への放出後、数時間以内に対象区域を特定し、数時間から1日以内に、住民等をあらかじめ指定している避難所に避難させる。
除 染	被ばくの低減を図るため、体表面等に付着した放射性物質のふき取り・洗浄等を行うことにより、放射性物質を除去する。 救護所等において、避難又は一時移転した住民等の避難退域時検査

	を行い、基準値を超えた場合には、迅速に除染を実施する。
一 時 移 転	日常生活の継続に伴う被ばくの低減を図るため、空間放射線量率が住民等の避難が必要となる地域に比べ、低い地域において、放射性物質又は放射線の放出源から離れる。 放射性物質の環境への放出後、1日以内に対象区域を特定し、1週間以内に住民等をあらかじめ指定している避難所等に、一時的に移転する。
地域生産物の 摂取制限	住民等の一時移転が必要となる区域において、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、地域生産物の摂取を回避する。 一時移転に併せて地域生産物の摂取制限を実施する。
飲食物の摂取 制限	飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性物質濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。

【防護措置の実施手順（UPZ）】



第6章 防災関係機関の業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が原子力防災に関して処理する業務及び県民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりとする。

1 県

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
知 事 部 局 等	1 県地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正に関すること 2 原子力防災に係る組織の整備に関すること 3 原子力防災に係る知識の普及と啓発に関すること 4 原子力防災に係る訓練の実施に関すること 5 原子力防災活動に係る資機材等の整備に関すること 6 原子力災害に係る情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること 7 緊急時モニタリングの実施に関すること 8 住民の避難等及び立入制限に関すること 9 被災者の救出・救護等の措置に関すること 10 原子力災害医療措置に関すること 11 飲食物の摂取制限、出荷制限に関すること 12 汚染の除去に関すること 13 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施に関すること 14 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること 15 緊急輸送の確保に関すること 16 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力災害対策に係る連絡調整に関すること 17 国の原子力災害対策本部等との連絡調整に関すること 18 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること 19 原子力災害中長期対策の実施に関すること 20 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること
警 察 本 部	1 周辺住民等への情報伝達に関すること 2 避難等の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関すること 3 交通規制及び緊急輸送の支援に関すること 4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

2 市町

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
関係周辺市町	1 市町地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正に関すること 2 原子力防災に係る組織の整備に関すること 3 原子力防災に係る知識の普及と啓発に関すること

	4 原子力防災に係る訓練の実施に関すること 5 原子力防災活動に係る資機材等の整備に関すること 6 原子力災害に係る情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること 7 避難計画の作成に関すること 8 緊急時モニタリングへの協力に関すること 9 避難等の指示及び避難所等の開設・運営に関すること 10 原子力災害医療措置への協力に関すること 11 飲食物の摂取制限、出荷制限に関すること 12 汚染の除去に関すること 13 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること 14 緊急輸送の確保に関すること 15 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること 16 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること 17 原子力災害中長期対策の実施に関すること
その他の市町	関係周辺市町における緊急事態応急対策の応援に関すること

3 消防機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
関係消防本部	1 救急、消防防災活動に関すること 2 住民の避難、誘導等に関すること

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関すること 2 他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること
中国財務局 (山口財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること 2 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること 3 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との情報共有に関すること
中国四国農政局	1 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関すること 2 災害時における食料等の支援に関すること 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための連絡調整等に関すること
近畿中国森林管理局 (山口森林管理事務所)	1 災害対策用・復旧用資材の供給に関すること

	2 森林火災防止対策に関すること
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること 3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等に関すること 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること
中国運輸局 （山口運輸支局） 九州運輸局 （下関海事事務所）	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること 3 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること 4 鉄道、軌道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること 5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること 6 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること
大阪航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること 2 航空機事故の応急対策に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること
第六管区 海上保安本部 （徳山・広島海上保安部） 第七管区 海上保安本部 （仙崎・門司海上保安部）	1 原子力災害に関する情報の収集及び情報伝達活動に関すること 2 海上における捜索、救助、救急活動に関すること 3 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること 4 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること 5 船舶交通の制限、航泊禁止等の措置に関すること 6 警戒区域等における治安維持に関すること
福岡管区气象台 （下関地方气象台）	1 災害発生時における気象情報の発表及び伝達に関すること 2 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供に関すること 3 緊急時モニタリングへの支援に関すること
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること
山口労働局	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること 3 労働者災害補償保険の給付に関すること 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること
中国地方整備局 九州地方整備局	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧

(九州地方整備局所管の一部港湾・海域のみ)	に関すること 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 6 災害時における交通確保に関すること 7 海洋汚染の防除に関すること 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること
中国四国地方 環境事務所	廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること
中国四国防衛局	災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること

5 自衛隊

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
自 衛 隊	1 災害派遣の準備に関すること (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること (1) 避難等の援助 (2) 災害時における空中輸送の支援 (3) 上空及び海上モニタリングの支援 (4) 通信支援、人員物資等の陸上輸送の支援 (5) 給食及び給水、入浴の支援 (6) 人命・財産の保護のための必要な救援活動の実施 (7) その他災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

6 指定公共機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること
日 本 赤 十 字 社 山 口 県 支 部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること 2 輸血用血液の確保、供給に関すること 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること 5 義援金の受入れ・配分に関すること
日 本 放 送 協 会	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に

(山 口 放 送 局)	関すること 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること
西日本高速道路 株式会社 (中国統括本部) (山陽新幹線統括本部)	緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること
日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)	1 貨物列車の運行状況の広報に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること
西日本電信電話 株式会社 (山 口 支 店) 株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること 3 非常緊急通話に関すること
中国電力株式会社 (山 口 支 社) 中国電力ネットワーク株式会社 (山口ネットワークセンター)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること
西日本旅客鉄道 株式会社 (広 島 支 社) (新幹線管理本部)	1 列車の運転規制に関すること 2 旅客の避難、救護に関すること 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること
独立行政法人 国立病院機構 (中国四国グループ)	1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の派遣又は派遣準備に関すること 2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の派遣に関すること 3 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること
日本郵便株式会社 (山 口 中 央 郵 便 局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること 4 利用者の誘導避難に関すること 5 災害時における郵便業務の運営の確保に関すること

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
一般社団法人 山 口 県 医 師 会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること 2 負傷者の収容及び看護に関すること
公益社団法人 山 口 県 歯 科 医 師 会	1 災害時における救急歯科医療に関すること 2 災害時における歯科保健活動に関すること

	3 身元確認活動に関すること
一般社団法人 山口県薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること 2 防疫・その他保健衛生活動に関すること
公益社団法人 山口県看護協会	1 医療救護活動 (1) 救急医療及び助産活動に関すること (2) 負傷者の収容及び看護に関すること 2 健康管理活動 避難所、地域等における保護指導その他健康管理に関する必要な業務
山口合同ガス 株式会社	1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること
一般社団法人 山口県 トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること
公益社団法人 山口県バス協会	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること
山口放送 株式会社 テレビ山口 株式会社 株式会社 エフエム山口 山口朝日放送 株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること
一般社団法人 山口県建設業協会	1 災害時における被害情報の収集・伝達に関すること 2 災害時における公共施設等からの障害物の除去及び応急復旧に関すること

8 県民・事業所のとるべき措置

区 分	取 る べ き 措 置
県 民	県及び市町が行う防災事業に協力するよう努めること
防災上重要な施設の 管理者	1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること (2) 施設周辺の住民に対する安全対策に関すること 3 社会福祉施設、学校等の管理者
防災上重要な施設の 管理者	(1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること

その他の企業	県及び市町等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄
--------	---

9 原子力事業者

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
四国電力株式会社	1 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること 2 原子力発電所の防災管理に関すること 3 従業員等に対する教育及び訓練に関すること 4 発災施設の応急対策及び復旧に関すること 5 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること 7 原子力災害医療の実施及び協力に関すること 8 汚染拡大防止措置に関すること 9 その他、県、市町及び防災関係機関等の行う原子力災害対策に対する全面的な協力に関すること

第Ⅱ編 原子力災害事前対策

第1章 災害応急体制の整備

第1節 原子力事業者の体制の整備

第1項 原子力防災組織の設置等

- 1 原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、原子力発電所に原子力防災組織を設置するものとし、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力発電所内外の放射線量の測定、その他異常事象に関する状況の把握、放射性物質による汚染の除去等を行う原子力防災要員について、十分な人員を配置するものとする。
- 2 原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力発電所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。
また、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについても定めておくものとする。
- 3 原子力事業者は、原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等に関し、原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。
- 4 原子力事業者は、原子力防災組織が業務を行うために必要な放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、原子力防災要員の派遣及び防災資機材の貸与など、必要な措置を講ずるための体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 5 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から原子力発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備、通報設備、自衛消防体制の整備に努めるものとする。
- 6 原子力事業者は、緊急時対策所（原子力発電所）、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）等、災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、後方支援拠点の候補地を選定しておくものとする。
- 7 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携して、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力レスキュー部隊」という。）を整備するものとする。
また、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要な資機材（ロボット等）を整備するものとする。

第2項 県の立入検査と報告の徴収

県は、原子力発電所において、原子力災害の予防措置が適切に行われていることを確認

するため、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要に応じて、原子力事業者から報告を徴収し、原子力発電所に立入検査を実施するものとする。

県の職員が原子力発電所に立ち入る場合は、その身分を示す証明書を携帯するものとする。

第3項 原子力事業者防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を修正しようとする場合は、60日前までに、県に、計画案を送付するものとする。

県は、原子力事業者から計画案が送付された場合は、県防災計画との整合性を保つ等の観点から、原子力事業者と協議を行うものとする。

また、県は、この場合、速やかに関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

第4項 原子力防災要員等の届出

1 原子力防災要員

原子力事業者は、原子力防災要員を置いた場合は、その現況について、県に届け出るものとする。

県は、原子力事業者から届け出があった場合は、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

2 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

原子力事業者は、原子力発電所の原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合は、県に届け出るものとする。

県は、原子力事業者から届け出があった場合は、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

3 放射線測定設備及び原子力防災資機材

原子力事業者は、放射線測定設備を設置し、原子力防災資機材を備え付けた場合は、その現況について、県に届け出るものとする。

県は、原子力事業者から届け出があった場合は、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

第2節 県の体制の整備

第1項 職員の配備体制

1 災害対策本部未設置時

県は、原子力事業者等から警戒事態の発生の通報等を受けた場合は、迅速に災害対応等を行うため、職員を配備するものとする。

区分	配備体制	本庁		出先機関	職員配備基準
		配備課	人数		
情報収集 事態	情報収集体制	防災危機管理課・消防保安課 環境政策課	2 1	—	あらかじめ所属長 が指名した職員
警戒事態 (Aレベル)	第1警戒体制	防災危機管理課・消防保安課 環境政策課	2 1	環境保健センター	あらかじめ所属長 が指名した職員

施設敷地 緊急事態 (Bレベル)	第2警戒体制	防災危機管理課・消防保安課	3	環境保健センター 柳井健康福祉センター	あらかじめ所属長 が指名した職員
		環境政策課	3		
		生活衛生課	2		
		厚政課	2		
		医療政策課	2		
		健康増進課	2		
		薬務課	2		

2 災害対策本部設置時

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合には、速やかに災害対策本部を設置するものとする。

区分	配備体制	本庁	出先機関	職員配備基準
		配備課		
全面緊急事態 (Cレベル)	原子力非常体制	防災危機管理課	環境保健センター 柳井健康福祉センター	各部長が必要と認める人員及び課長
		消防保安課		
		人事課		
		秘書課		
		政策企画課		
		広報広聴課		
		県民生活課		
		環境政策課		
		生活衛生課		
		廃棄物・リサイクル対策課		
		厚政課		
		医療政策課		
		医務保健課		
		健康増進課		
		薬務課		
		産業政策課		
		観光政策課		
		交通政策課		
		農林水産政策課		
		ぶちうまやまぐち推進課		
		農業振興課		
		農村整備課		
		畜産振興課		
		森林企画課		
		森林整備課		
		水産振興課		
		漁港漁場整備課		
		監理課		
		技術管理課		
		道路整備課		
		都市計画課		
		会計課		
		物品管理課		
		企業総務課		
		電気工水課		
		教育政策課・学校運営・施設整備室		

第2項 職員の動員体制

各所属長は、第1警戒体制、第2警戒体制及び原子力非常体制に係る動員計画をあらかじめ作成し、職員に周知しておくものとする。

第3項 動員の方法

1 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話で呼出を行う。

2 勤務時間外

第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話で呼出を行う。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

県は、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的な訓練などを行い、資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 複合災害・長期化に備えた体制

県は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を踏まえ、災害対応に係る人員や防災資機材の確保等について、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

また、県は、事態が長期化した場合に備え、国、市町、関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第3節 関係周辺市町の体制の整備

関係周辺市町は、災害発生時の対応を迅速かつ的確に実施するため、災害対応力の強化に努めるとともに、災害の発生に備え、非常事態に即応できる体制を整備するものとする。

第4節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の体制の整備

第1項 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国（原子力規制委員会）がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合は、迅速に職員を派遣できるよう、あらかじめ、その派遣体制等を整備しておくものとする。

第2項 原子力災害合同対策協議会の設置等

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、国（原子力災害現地対策本部）、立地県、関係周辺市町等とともに、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

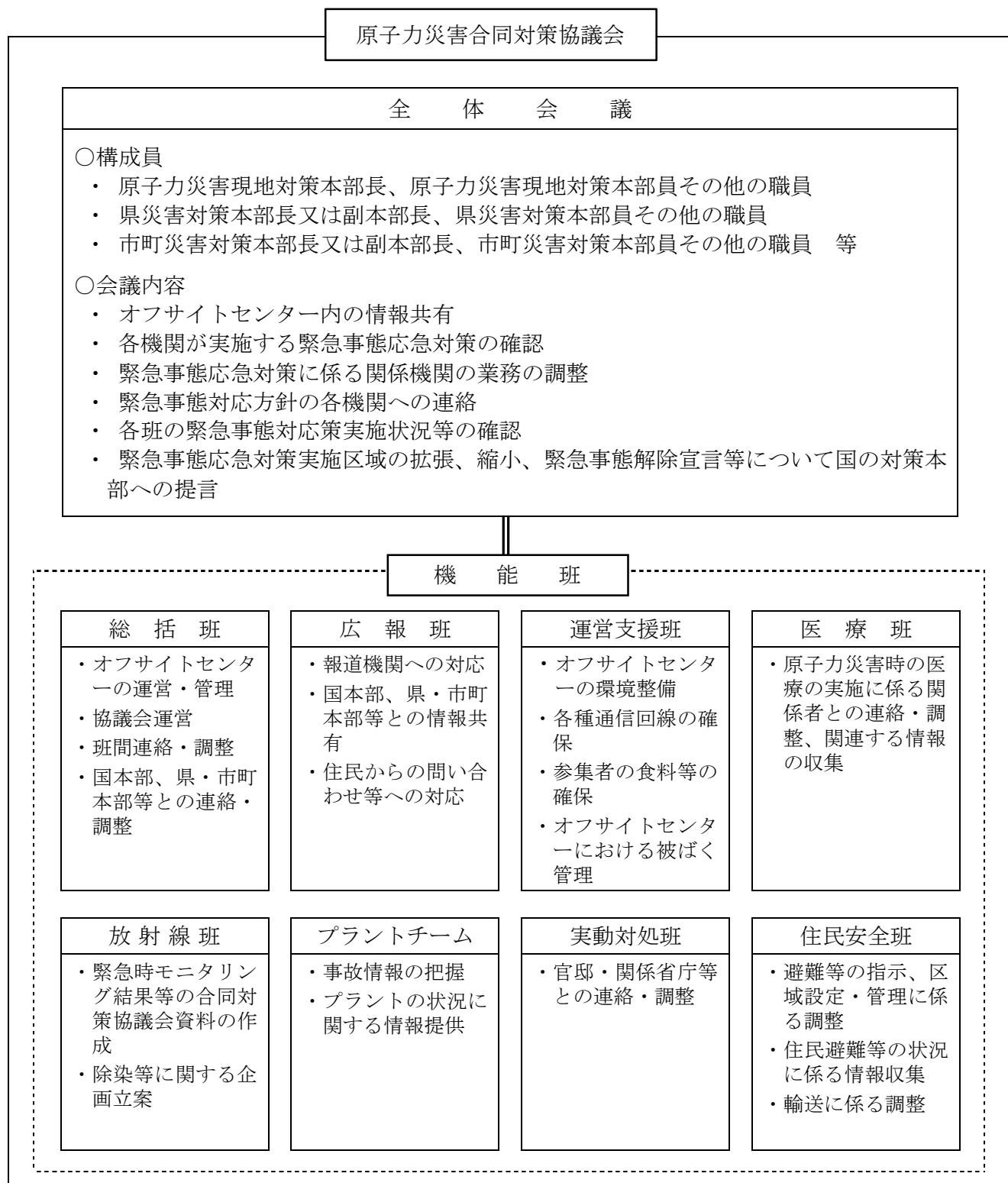
県は、原子力災害合同対策協議会に迅速に職員を派遣できるよう、あらかじめ、その派遣体制等を整備しておくものとする。

第3項 原子力災害合同対策協議会機能班への職員の派遣体制

原子力災害合同対策協議会の下には、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の避難等の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、立地県、関係機関及び原子力事業者等は、それぞれの職員を配置することとされている。

県は、それぞれの班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

【原子力災害合同対策協議会の構成】



第4項 非常用通信機器等の整備

県は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備するものとする。

第5節 防災関係機関相互の連携体制の整備

第1項 他都道府県等との連携体制

県は、原子力災害時に必要となる装備、資機材及び人員等について、他の都道府県等と協定を締結し、広域的な連携体制の整備を図るものとする。

第2項 警察及び消防の受援体制

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊等及び緊急消防援助隊の受援に係る体制の整備を図るものとする。

第3項 自衛隊との連携体制

県は、迅速に自衛隊への災害派遣要請を行うことができるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法

また、いかなる状況において、どのような分野について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

第4項 海上保安庁との連携体制

県は、海上での緊急事態応急対策等の活動が円滑に実施できるよう、海上保安庁との連携体制を整備しておくものとする。

第5項 気象台との連携体制

県は、気象情報を迅速に収集できるよう、気象台と連携体制を整備しておくものとする。

第6項 国との連携体制

1 原子力防災専門官との連携

県は、県防災計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集・連絡、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

2 上席放射線防災専門官との連携

県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリングの実施等の緊急時モニタリングの対応等について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図るものとする。

3 専門的知識を有する職員の派遣

県は、原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、事態の把握のため、原災法第10条第2項の規定に基づき、国（内閣総理大臣、原子力規制委員会）に、専門的知識を有する職員の派遣を要請できるとされている。

県は、迅速に職員の派遣要請ができるよう、あらかじめ手続きを定めておくものとする。

第2章 災害情報体制の整備

第1節 情報通信体制の整備

第1項 専用回線網の整備

県は、緊急時における県、国（官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会）、関係周辺市町及びオフサイトセンターの間の通信体制を確保するため、専用回線網の整備に努めるものとする。

第2項 通信手段・経路の多様化

1 防災行政無線の整備

関係周辺市町は住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図るものとする。

2 災害に強い通信網の構築

県は、災害に強い通信網を構築するため、地上系・衛星系等による通信網の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の活用を図るものとする。

4 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速に把握するため、県警察の協力の下、ヘリコプターテレビシステムを活用して情報の収集等を行うものとする。

5 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図るものとする。

6 通信輻輳の防止

県は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

第2節 住民への情報伝達体制の整備

第1項 提供情報の整理等

県は、国、関係周辺市町等と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じて、住民に、的確に情報提供できるよう、情報の項目について整理しておくものとする。

また、県は、住民に情報が確実に伝達されるよう、関係周辺市町との役割分担を明確にしておくものとする。

第2項 相談窓口の設置

県は、住民からの問い合わせに的確に対応できるよう、相談窓口の設置等について、あらかじめ定めておくものとする。

第3項 多様なメディアの活用

県は、住民への情報伝達に当たっては、ホームページ、放送事業者、コミュニティFM放送局、広報用電光掲示板等の多様なメディアの活用に努めるものとする。

第3章 緊急時モニタリング体制等の整備

第1節 平常時・緊急時モニタリングの実施体制

平常時モニタリングについては、県、立地県、原子力事業者が実施するものとする。

緊急時モニタリングについては、国（原子力規制委員会）が立ち上げる緊急時モニタリングセンターの指揮の下、国（原子力規制委員会、関係省庁）、県、立地県、原子力事業者等が連携して実施するものとする。

また、海上保安庁等のその他の関係機関はその支援を行うものとする。

第2節 緊急時モニタリング体制の整備

第1項 県

1 緊急時モニタリング計画の策定

県は、緊急時モニタリングの体制等を定めた「緊急時モニタリング計画」を策定するものとする。

2 緊急時モニタリング本部の設置

県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、緊急時モニタリング本部（本部長：環境生活部長）を設置するものとする。

【緊急時モニタリング本部の構成及び所掌事務】

区 分	業 務
本部	本部長：県モニタリング本部の総括
	県災害対策本部、関係機関等との連絡調整
情報収集班	モニタリング項目及び領域地点の指示
	モニタリング結果の整理及び報告
	放出源情報、気象情報等の収集及び整理
	モニタリング要員、資機材等の確保及び支援要請
	緊急時モニタリングセンター、県モニタリング本部各班等との連絡調整
	モニタリング要員の被ばく管理及び記録
現地計測班	空間放射線量率等の測定
計測試料採取班	環境試料等の採取及び送付 固定観測局の維持管理（資材の補給等）

試料計測班	環境試料の分析、解析
	環境放射線テレメータシステムの維持管理
	現地モニタリング要員に対する防護対策の助言等

また、県は緊急時モニタリングの長期化に対応できるよう必要な人員等の確保に努めるものとする。

3 緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣体制

県は、国(原子力規制委員会)が緊急時モニタリングセンターを設置する場合に、迅速に職員を派遣できるよう、あらかじめ、その派遣体制等を整備しておくものとする。

4 モニタリング機器等の操作訓練等の実施

県は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、モニタリング機器等の定期的な操作講習会、操作訓練等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

5 緊急時における住民等の被ばく線量評価体制の整備

県は、住民の健康調査・健康相談を適切に行うため、緊急時における住民等の被ばく線量の評価を迅速に行うことができるよう、甲状腺モニター等の配備、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保など、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

第2項 国等

国(原子力規制委員会)は、緊急時モニタリング実施計画及び要員の動員計画を作成するほか、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を整備するものとする。

第3項 原子力事業者

原子力事業者は、原子力防災要員により、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行うものとする。

第3節 緊急時モニタリング資機材等の整備

第1項 県

県は、平常時及び緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、防護用資機材、環境放射線モニタリング資機材等を整備するものとする。

第2項 国等

国(原子力規制委員会、関係省庁)、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を整備するものとする。

第3項 原子力事業者

原子力事業者は、敷地境界モニタリングポスト、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な資機材を整備するものとする。

第4節 大気中放射性物質拡散情報の把握

県は、国や原子力事業者と連携し、環境放射線テレメータシステムとの接続など、大気中放射性物質拡散情報の把握に努めるものとする。

第4章 原子力災害医療体制の整備

第1節 原子力災害医療体制の整備

原子力災害医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う「救護所」、専門的な診療を行う「原子力災害拠点病院」、高度専門的な診療を行う「高度被ばく医療支援センター」からなるものとし、各機関の役割に応じ、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行うものとする。

第1項 救護所

救護所は、搬送されてくる患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療（拭き取りや脱衣等の簡易な除染や救急処置等）を行うものとする。

また、専門的又は高度専門的な医療を要する汚染・被ばく傷病者等の選別を行い、必要に応じて原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへの搬送について判断するものとする。

第2項 原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、救護所で対応が困難な汚染・被ばく傷病者等に対し除染措置及び専門的な医療対応を行うものとする。

また、必要に応じて入院診療により、局所又は高線量被ばく傷病者等や、軽度の内部被ばくの可能性がある者の診療の開始、汚染を伴う合併損傷の治療の開始等を行うものとする。

なお、臨床的な処置に必要な線量評価は、高度被ばく医療支援センターの協力を得ながら行うものとする。

さらに、高度専門的な医療を要する汚染・被ばく傷病者等の選別を行い、必要に応じて高度被ばく医療支援センターへの搬送について判断するものとする。

第3項 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、救護所及び原子力災害拠点病院では対応が困難な重篤な外部被ばくや内部被ばくの傷病者等及び重篤な合併症を持つ傷病者等について、対応するものとする。

高度被ばく医療支援センターは、ブロックごとに国が選定した被ばくに対する高度専門医療を担う機関であり、線量評価、放射線防護、診療等に係る関係機関の協力により詳細な線量評価等を行う。

【原子力災害医療体制】

原子力災害拠点病院	山口大学医学部附属病院
高度被ばく医療支援センター	広島大学

第2節 原子力災害医療の実施組織と役割

第1項 県

1 原子力災害医療本部の設置

県は、災害対策本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、原子力災害医療及び一般医療に対応するため、原子力災害医療本部（本部長：健康福祉部長）を設置するものとする。

【原子力災害医療本部の構成及び所掌業務】

〈本部作業グループ〉

組 織	任 務
原子力災害医療本部長	原子力災害医療本部の総括、指揮
原子力災害医療調整官	搬送患者の総括、指揮
搬送調整班	搬送に関する調整
情報収集連絡班	原子力災害に関する情報収集、提供、分析
	関係機関との連絡調整

〈現地作業グループ〉

組 織	任 務
現地作業グループ指揮者	現地における原子力災害医療活動の総括、指揮（救護所の開設等）
救護所責任者	救護所における原子力災害医療活動の総括、指揮
受付・誘導班	避難住民の連名簿の作成、住民の誘導、問診等の実施
避難退域時検査班	避難住民等に対する避難退域時検査等
簡易除染班	被ばく傷病者等に対する簡易除染及び除染後の再検査等
診断班	被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送判断
健康管理班	避難住民等に対する健康調査、健康相談に係る対応
医療救護班	一般傷病者に対する医療活動の実施
	一般傷病者の医療機関への搬送判断
ヨウ素剤準備班	安定ヨウ素剤の備蓄場所から市町等への搬送
	安定ヨウ素剤の避難住民等への服用指導、配布の協力

2 国等に対する協力要請

県は、必要に応じて、国立病院機構、国立大学附属病院、県立病院機構をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

医療救護班等は、必要に応じて量子科学技術研究開発機構、国立病院機構及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応の状況や対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに必要に応じて治療を行うものとする。

また、避難所等における住民の健康管理を行うものとする。

第2項 関係周辺市町

関係周辺市町は、県の原子力災害医療本部の指示に基づき、避難所等において住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

第3項 関係消防機関

関係消防機関は、県の原子力災害医療本部の要請により、救急搬送を要する被ばく傷病者等及び一般傷病者を原子力災害拠点病院又は医療機関に搬送するものとする。

第4項 関係医療機関

県は、日本赤十字社山口県支部、一般社団法人山口県医師会、公益社団法人山口県歯科医師会、一般社団法人山口県薬剤師会、公益社団法人山口県看護協会、一般社団法人山口県診療放射線技師会、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、国立病院機構、県立病院機構等の関係機関に対し、被ばく傷病者等及び一般傷病者の医療救護に係る協力を要請するものとする。

第5項 原子力事業者

原子力事業者は、必要な情報を原子力災害医療本部に提供するなどして、県の原子力災害医療活動に協力するとともに、自らも事業所内医療施設において、原子力災害医療活動を実施するものとする。

第6項 国

国（原子力規制委員会）は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、又は自らの判断により、原子力災害医療に係る医療チームを派遣し、原子力災害医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、原子力災害医療に係る医療チームは、被ばく傷病者等（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、救護所及び原子力災害拠点病院の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

第7項 原子力災害合同対策協議会（医療班）

原子力災害合同対策協議会（医療班）は、原子力災害医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行うものとする。

第3節 原子力災害医療に係る医療チームの要請・受入体制の整備

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療に係る医療チームの要請手続きをあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制を整備しておくものとする。

第4節 医療用資機材の整備

県は、医療機関と協議し、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

なお、安定ヨウ素剤については、国（原子力災害対策本部）の指示等に基づき、適時・適切な配布・服用ができるよう、平常時の配備や緊急時の体制等を整備しておくものとする。

第5章 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県は、原子力災害時に緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するため、放射線防護資機材及び住民の避難誘導等に必要な資機材等を整備するものとする。

第6章 避難誘導体制の整備

第1節 避難計画の作成

県は、関係周辺市町が、住民に対して、迅速に、避難又は一時移転、屋内退避を指示することができるよう、避難計画作成の支援を行うものとする。

避難や一時移転先については、更なる避難や一時移転を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、市町を越えた広域の避難が必要な場合には、県が市町間の調整を行うものとする。

第2節 避難所の指定

第1項 避難所の指定

関係周辺市町は、避難や一時移転だけでなく、避難退域時検査等にも利用できる公共的施設等を避難所として指定しておくものとする。

なお、避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他特に配慮を有する者（以下「要配慮者」という。）の利用について、十分配慮するものとする。

また、指定された施設については、避難生活等の環境を良好に保つことができるよう、必要に応じて環境整備等に努めるものとする。

第2項 避難誘導資機材、移送手段等の確保

関係周辺市町は、住民の避難誘導等に必要な資機材や船舶、車両等の移送手段の確保を図るものとする。

第3節 要配慮者の避難誘導体制の整備

第1項 要配慮者に係る情報の把握

関係周辺市町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うことができるよう、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるものとする。

第2項 災害情報の伝達

関係周辺市町は、要配慮者に災害情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図るものとする。

第4節 避難等の状況の確認体制の整備

関係周辺市町は、避難や一時移転の指示等を行った場合に、住民の避難等の状況を確認する体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5節 居住地以外の市町に避難等を行う被災者への情報伝達体制の整備

県は、居住地以外の市町に避難又は一時移転する住民に対して、必要な情報を確実に提供できるよう、関係周辺市町と避難又は一時移転先の市町における情報の共有を支援するものとする。

第7章 専門家の移送体制の整備

県は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構や指定公共機関等から派遣されるモニタリングや医療等の専門家の移送体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第8章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

県は、国（原子力災害対策本部）からの指示等に基づき、迅速に飲食物の摂取制限、出荷制限が実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

市町は、飲食物の摂取制限、出荷制限の指示があった場合は、住民に対して、迅速に飲食物を供給できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第9章 原子力防災に関する知識の普及

第1節 県民に対する知識の普及

県は、国、市町と協力して、原子力防災に関する次の事項について、普及啓発に努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難等に関すること
- 7 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること

第2節 防災業務関係者に対する研修の実施

県は、防災業務関係者の緊急事態応急対策全般への対応力を高め、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するなどして、防災業務関係者に対する研修の実施に努めるものとする。

第10章 防災訓練等の実施

第1節 訓練計画の策定

県は、国、立地県、関係周辺市町、原子力事業者等との連携の下、以下に掲げる訓練ごと、又は各訓練の要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- 1 緊急時通信連絡訓練
- 2 緊急時モニタリング訓練
- 3 災害対策本部設置訓練
- 4 オフサイトセンターへの参集訓練
- 5 原子力災害医療活動訓練
- 6 住民避難・誘導訓練
- 7 その他緊急事態応急対策に必要な訓練

第2節 訓練の実施

第1項 訓練の実施

県は、訓練計画に基づき、国、立地県、関係周辺市町、原子力事業者等と連携し、定期的に訓練を実施するものとする。

第2項 国の原子力総合防災訓練への参加

県は、国が総合的な防災訓練を実施する場合には、立地県、関係周辺市町、原子力事業者等と共同して訓練に参加するものとする。

第3項 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

第3節 実践的な訓練と事後評価

県は、災害時の判断力の向上等につながるよう、実践的な訓練を実施するものとする。

また、訓練を実施した後は、事後評価を行い、必要に応じて原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第11章 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」（抄）

昭和44年7月5日付空航第263号
運輸省航空局長から地方航空局長あて通達

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

第12章 ヘリコプターの活用

第1節 県消防防災ヘリ「きらら」の活用

県消防防災ヘリコプターの原子力災害時における活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 緊急事態応急対策要員の輸送
- 2 緊急時モニタリングの支援
- 3 緊急事態応急対策に必要な資機材の輸送
- 4 被ばく者及び要治療者等の救急搬送
- 5 被災状況、緊急事態応急対策実施状況等の情報収集
- 6 住民等への災害情報の伝達
- 7 その他緊急事態応急対策に必要な活動

第2節 県警察ヘリ、ドクターヘリ、自衛隊ヘリ及び海上保安庁ヘリとの連携

県は、機動的な災害情報の収集、救急救助活動等を行うため、県警察ヘリコプター、ドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター及び海上保安庁ヘリコプターとの連携体制の強化に努めるものとする。

第13章 災害対策資料の整備

県、関係周辺市町、原子力事業者等は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、災害対策上必要な資料を整備するものとする。

第1節 災害対策資料の整備

第1項 社会環境に関する資料

- 1 周辺地域の地図
- 2 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- 3 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- 4 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- 5 ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地、空港（施設の付随設備、滑走路の長さ含む）
- 6 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- 7 医療機関の状況
- 8 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）
- 9 鉄道（時刻表含む。）

第2項 放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料

- 1 周辺地域の気象状況（風向、風速、大気安定度）
- 2 周辺地域の海象状況
- 3 平常時環境放射線モニタリングデータの状況
- 4 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- 5 農林水産物の生産及び出荷状況

第3項 原子力施設（事業所）に関する資料

- 1 原子力事業者防災業務計画
- 2 原子力事業所の施設の配置図

第2節 その他原子力災害対策上必要な資料の整備

県は、国、原子力事業者及び関係機関等と連携し、その他原子力災害対策上必要な資料

の整備に努めるものとする。

- 1 通報情報（関係機関間における通報様式、公式発表情報や国からの連絡事項等）
- 2 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- 3 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）
- 4 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄・保有・事業者連絡先）
- 5 機関情報（国、道府県、関係機関等の担当者及び連絡先等の情報）
- 6 避難計画（地区ごとの避難計画、避難所運営体制）

第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。このため、防災関係機関においては、次のとおり対応するものとする。

第1節 消防

事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第2節 警察

事故の通報を受けた警察機関は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第3節 海上保安庁

事故の通報を受けた海上保安庁は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に連絡するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

第4節 県及び市町

県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置等の基準

第1項 災害対策本部の設置

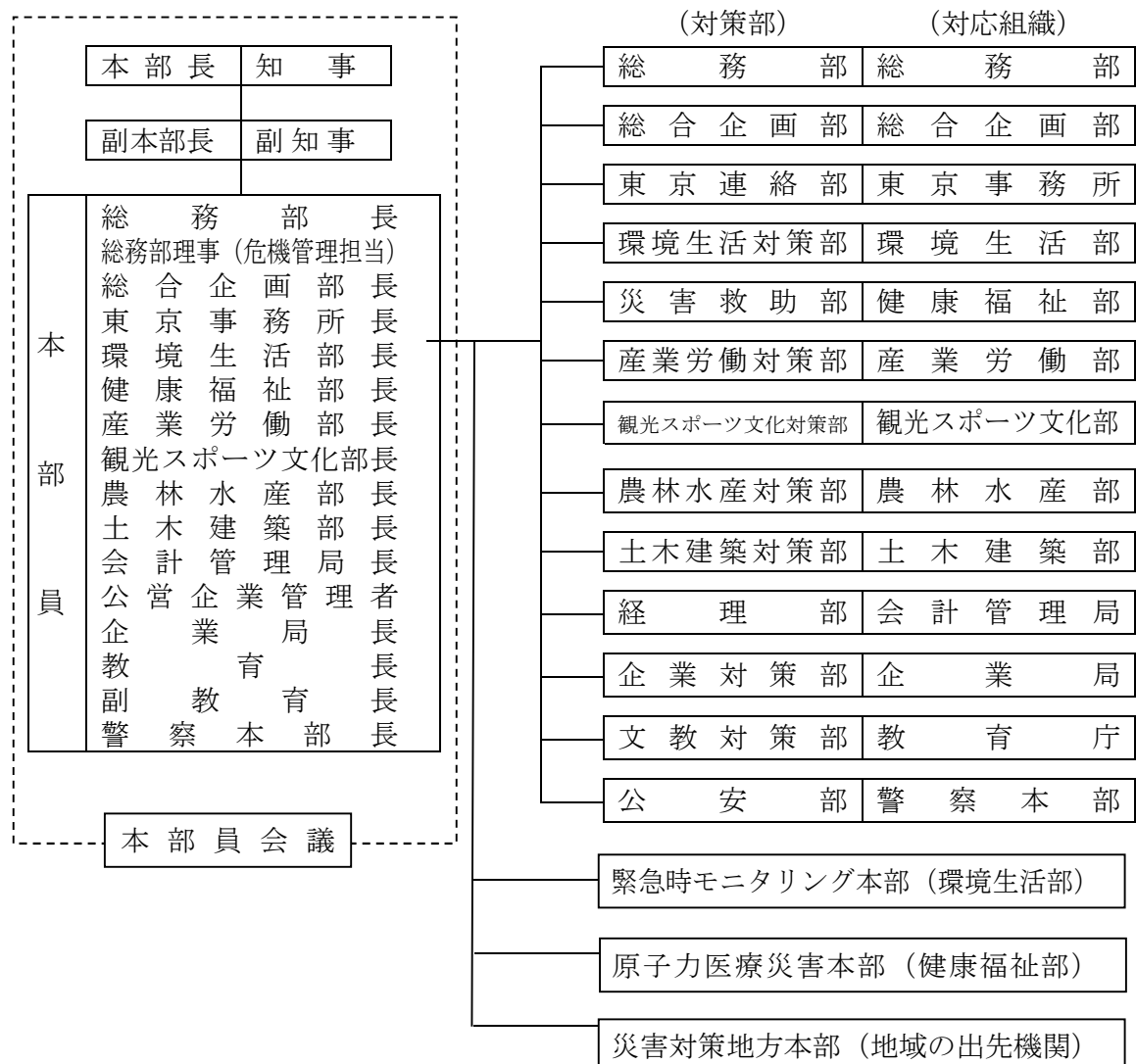
知事は、原子力緊急事態宣言が発出された場合又は知事が必要と認めた場合は、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て緊急事態応急対策を実施するとともに、市町及びその他の防災関係機関が処理する緊急事態応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行うため、山口県災害対策本部を設置するものとする。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- (2) 知事が必要と認めた場合

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。



3 災害対策本部の廃止基準

知事は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は緊急事態応急対策がおおむね完了したと認めたとき、原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置（廃止）の通知等

総務部長は、災害対策本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担当者	備 考
消 防 庁	本部室班長	
市 町	〃	
重要な防災関係機関	〃	陸上自衛隊第17普通科連隊、日赤山口県支部、隣接県知事等
山口県防災会議各機関	〃	陸上自衛隊第17普通科連隊及び日赤山口県支部を除く
報 道 機 関	広報広聴班長	

第2項 災害対策本部の運営

1 本部員会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、必要の都度、本部員会議を開催し、以下に掲げる災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること
- (3) 市町長に対する災害対策の指示等に関すること
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の県に対する応援要請に関すること
- (6) 災害対策に要する経費に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること

2 部

部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

災害対策本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部 の 名 称	部を構成する組織	部 長	副 部 長
総 務 部	総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 次 長
総 合 企 画 部	総 合 企 画 部	総 合 企 画 部 長	総 合 企 画 部 次 長
東 京 連 絡 部	東 京 事 務 所	東 京 事 務 所 長	東 京 事 務 所 次 長
環 境 生 活 対 策 部	環 境 生 活 部	環 境 生 活 部 長	環 境 生 活 部 次 長
災 害 救 助 部	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	健 康 福 祉 部 次 長
産 業 労 働 対 策 部	産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 対 策 部	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 長	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 次 長
農 林 水 産 対 策 部	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長
土 木 建 築 対 策 部	土 木 建 築 部	土 木 建 築 部 長	土 木 建 築 部 次 長
経 理 策 部	会 計 管 理 局	会 計 管 理 局 長	会 計 課 長
企 業 対 策 部	企 業 育 局	公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長
文 教 対 策 部	教 育 本 部	教 育 本 部 長	副 教 育 部 長
公 安 部	警 察 本 部	警 察 本 部 長	警 備 部 長

（注）部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

3 災害対策地方本部

災害対策地方本部（以下「地方本部」と言う。）は、被災地域における災害対策実施組織として、本部長の命に基づき本部員会議の決定した災害対策業務の実施に当たる。

- (1) 地方本部長 地域行政連絡協議会長
- (2) 班長 各出先機関の長
- (3) 班員 各班長の所属する機関の職員

4 現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- (1) 現地本部長
 - ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
 - イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 現地本部の組織等
現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。
- (3) 現地本部と地方本部の関係
現地本部を設置した場合において、すでに地方本部を設置しているときは、当該地方本部の組織は現地本部に吸収されるものとする。

5 本部長等の職務

- (1) 本部長（知事）
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副知事）
本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 本部員（本部を構成する部の部長・部次長）
本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。
- (4) 地方本部長（地域行政連絡協議会長）
本部長の命を受け、地方本部として実施する災害対策に従事する。

6 指揮命令系統の確立

- (1) 災害対策本部
知事不在の場合は、副知事、知事・副知事不在の場合は、総務部長が指揮を執る。
- (2) 各対策部
各対策部長、部次長、主管課長の順で指揮を執る。
- (3) 地方本部
所長、次長、総務課長の順で指揮を執る。

第3項 班の編制及び所掌事務

部	班	担当課	部の所掌事務
総務部	本部室	防災危機管理課 消防保安課	1 県防災会議関係機関との連絡に関する事 2 各部の災害対策の連絡調整に関する事 3 本部員会議に関する事 4 地方本部との連絡調整に関する事 5 地域行政連絡協議会との連絡調整に関する事 6 オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事 7 原子力災害合同対策協議会に関する事 8 原子力施設の状況把握に関する事 9 国に対する報告及び専門家等の派遣要請に関する事 10 防護対策及び対象地域の検討に関する事 11 気象に関する情報の収集に関する事 12 防災行政無線（地上系・衛星系）の確保、管理運営に関する事 13 市町との連絡調整に関する事 14 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 15 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、応急対策その他の情報の収集に関する事 16 応援要求の調整に関する事 17 自衛隊の災害派遣要請に関する事 18 危険物、高圧ガスの保安対策に関する事 19 消防応援の調整に関する事 20 内閣府、消防庁等に対する災害報告に関する事 21 庁内電話の管理に関する事 22 政府、国会等の災害視察者の対応に関する事 23 各機関のヘリコプターの航空運用調整に関する事 24 大規模災害時における市町行政機能支援の総合調整に関する事 25 災害ボランティアの育成等に関する事 26 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項
	職員	人事課 給与厚生課	27 職員の非常動員に関する事 28 職員の派遣要請に関する事 29 被災職員の救済に関する事 30 職員の食料等の確保に関する事
	財政	財政課	31 災害対策に必要な財政措置に関する事
	秘書	秘書課	32 本部長及び副本部長の秘書に関する事 33 本部長及び副本部長の行動日程の作成及び関係部への連絡に関する事 34 知事の対外事務（見舞電報、書簡等）の総合的処理に関する事
	税務	税務課	35 県税の減免、徴収猶予等の措置に関する事
	財産管理	管財課	36 県有施設の総括的な管理等に関する事 37 県有財産（他に掲げる施設を除く）の被害調査に関する事

総務部	学事文書	学 事 文 書 課	38 私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること 39 災害関係文書の処理に関すること
	協力班	岩国基地対策室	40 当該課、室の災害対策関連事務の処理 41 部内の各班、他部の応援に関すること
総合企画部	政策企画	政 策 企 画 課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 政府、国会等への要望に関すること 3 知事会との連絡に関すること 4 総合的事項について東京連絡部との連絡、中央方面の情報収集に関すること
	広報広聴	広 報 広 聴 課	5 報道機関との連絡調整に関すること 6 災害情報及び災害対策の発表に関すること 7 災害広報に関すること 8 災害時の広聴に関すること 9 災害時の請願、陳情及び相談の総括的処理に関すること
	情報通信	デジタル政策課 デジタル・ガバメント推進課	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保全管理に関すること
	協力班	統 計 分 析 課 中山間・地域振興課 市 町 課 やまぐち未来のまち開発室	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること
	東京連絡班	東 京 事 務 所	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等に関すること 2 中央関係方面の情報収集に関すること
環境生活 対策部	生活総務	県 民 生 活 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること 2 災害時の生活関連物資等の需給状況及び価格の動向の把握に関すること 3 災害時の生活関連物資等に係る啓発、指導に関すること 4 災害に関連しての消費生活相談に関すること 5 県民活動(ボランティア活動、NPO活動等)全般に関すること 6 その他応急環境生活対策に関すること
	(交通安全対策)		7 災害時の交通安全に関する総合調整に関すること
	環境政策	環 境 政 策 課	8 緊急時モニタリング本部の設置・運営に関すること 9 各部が実施する除染対策の連絡調整に関すること 10 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関すること 11 ばい煙、特定粉じん(アスベスト)、特定物質、騒音・振動、悪臭等による公害の防止対策に関すること

環境生活 対策部	生活衛生	生 活 衛 生 課	12 飲食物の摂取制限に関する事 13 被災地における食品衛生に関する事 14 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事 15 被災地における飲料水に関する事 (民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く) 16 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ 及び応急復旧に関する事 17 その他被災地の生活衛生に関する事
	廃棄物 リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	18 ごみ、がれきの処理及び清掃に関する事 (放射性廃棄物を含む。)
	協力班	人 権 対 策 室 男 女 共 同 参 画 課 自 然 保 護 課	19 当該課の災害対策関連事務の処理 20 部内の各班、他部の応援に関する事
災害救助部	救助総務	厚 政 課	1 原子力災害医療本部の設置・運営に関する事 2 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に 関する事 3 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関 する事 4 災害救助法の適用に関する事 5 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事 6 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調 整に関する事 7 義援金品の配分に関する事 8 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関する 事 9 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関する事 10 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11 災害ボランティアの活動支援に関する事 12 災害救助基金に関する事 13 被災地における民生安定に関する事 14 その他災害救助対策に関する事
	医 務	医 療 政 策 課 医 務 保 険 課	15 原子力災害拠点病院に関する事 16 原子力災害医療に係る医療チームとの連絡調整に関 する事 17 医療機関との連絡等に関する事 18 医療救護班の出動要請その他医師会等との連絡に関 する事 19 医療救護の支援について国等との連絡調整に関する 事 20 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事 21 医療ボランティアに関する事 22 ドクターヘリの運航に関する事
	健康管理・防疫	健 康 増 進 課	23 被災者等の避難退域時検査・簡易除染に関する事 24 健康管理活動に関する事 25 健康管理班の出動要請に関する事 26 関係機関との連絡調整に関する事 27 防疫に関する事

災害救助部	薬 務	薬 務 課	28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること 32 関係団体等との連絡調整に関すること
	協力班	長 寿 社 会 課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	33 当該課の災害対策関連事務の処理 34 部内の各班、他部の応援に関すること
産業労働 対 策 部	産 業 総 務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関するこ と 3 火薬類の保安対策に関すること 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関 すること 5 電力の安定供給についての要請に関すること 6 その他応急商工業対策に関すること
	経 営 金 融	経 営 金 融 課	7 中小企業の被害調査及び応急復旧に関すること 8 中小企業の金融に関すること
	労働対策	労 働 政 策 課	9 労働局・公共職業安定所との連絡調整等に関すること 10 被災による失業者の就職支援に関すること 11 緊急事態応急対策、復興に必要な労務の確保に関する こと
	協力班	産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 イノベーション推進課 産業人材課	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること
観光スポーツ 文化対策部	観光スポーツ 文化総務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること
	交通運輸対策	交通政策課	2 鉄道、航空機、フェリー、バス等の輸送確保等につい ての要請に関すること
	外国人対策	国 際 課	3 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること 4 外国人の安否情報に関すること 5 山口県災害時多言語支援センターに関すること
	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課	6 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 7 部内の各班、他部の応援に関すること 8 被災文化財の保護、修復に関すること

農林水産 対策部	農林水産 総務	農林水産政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 農林水産業関係の被害状況（風評被害を含む。）の取 りまとめ及び応急復旧に関する事 3 農林水産業関係の除染措置の取りまとめに関する事 4 応急農林業対策の総括に関する事 5 農林水産事務所等との連絡、総合調整に関する事 6 農林業関係団体等との連絡等に関する事
	市場・金融	ぶちうまやまぐち推進課	7 農林水産業の金融に関する事 8 卸売市場施設の被害調査及び応急復旧に関する事
	農業振興	農 業 振 興 課	9 農林水産事務所等との連絡等に関する事 10 農作物関係の被害状況調査（風評被害を含む。）に関 する事 11 農作物の出荷制限に関する事 12 防災用主食の調達に関する事 13 種子、種苗の確保供給に関する事 14 病虫害防除所との連絡等に関する事 15 農作物の病虫害防除等応急技術対策に関する事 16 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関する事 17 技術対策等の指導に関する事
	農村整備	農 村 整 備 課	18 農地・農業用施設の被害状況調査及び応急復旧に関 する事 19 農地の除染措置に関する事 20 農業用施設の二次災害防止に関する事 21 農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域並びに海 岸保全区域の応急対策に関する事
	畜 産	畜 産 振 興 課	22 農林水産事務所等（家畜保健衛生所）との連絡等に関 する事 23 畜産物の出荷制限に関する事 24 家畜の管理（衛生を含む）、防疫及び飼料の確保に関 する事
	林 務	森 林 企 画 課 森 林 整 備 課	25 農林水産事務所等との連絡調整に関する事 26 森林の除染措置に関する事 27 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木 材の確保に関する事 28 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び二 次災害の防止に関する事 29 貯木災害の対策に関する事 30 盛土等に伴う防災に関する事（特定盛土等規制区域 ）
	水 産	水 産 振 興 課	31 農林水産事務所等との連絡等に関する事 32 水産物の出荷制限に関する事 33 水産関係施設等の被害状況（風評被害を含む。）の取 りまとめ及び応急復旧に関する事 34 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び 確保のあっせんに関する事 35 増養殖関係の応急技術対策に関する事

農林水産 対策部	漁港漁村	漁港漁場整備課	36 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧に関する事 37 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関する事 38 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の応急復旧対策への支援に関する事
土木建築 対策部	土木総務	監理課 技術管理課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関する事 2 建設業者、関係団体等に対する支援要請及び連絡調整に関する事 3 資機（器）材の調達及び確保に関する事 4 その他他班に属さない応急土木建築対策に関する事
	砂防	砂防課	5 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関する事 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事
	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 8 ダム施設の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 9 ダムテレメーター設備の保全管理に関する事
	港湾	港湾課	10 港湾、空港及び国土交通省港湾局所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 11 救援物資の荷揚げ場所としての港湾及び空港施設の確保あつせんに関する事
	道路	道路整備課 道路建設課	12 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事 13 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事
	都市施設対策	都市計画課 山口きらら博記念公園 交流拠点化推進室	14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関する事 16 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
	住宅	住宅課	17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 18 応急仮設住宅の建設に関する事 19 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事 20 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関する事

土木建築 対策部	建 築	建 築 指 導 課	21 盛土等及び宅地開発に伴う防災に関すること 22 県有被災建築物の復旧工事に関すること 23 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に関すること 24 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る判定支援本部の設置及び被災した地方自治体への判定士の派遣に関すること
経理部	経理総務	会 計 課	1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること 2 応急救助に要する経費及び義援金の出納に関すること 3 災害救助基金の出納に関すること
	物品管理	物 品 管 理 課	4 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く必要物資の調達に関すること 5 県有車両（集中管理車両）の使用調整に関すること 6 日本通運、その他の民間車両の借り上げに関すること 7 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること
企業対策部	企業総務	総 務 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること 2 企業局所管施設設備の被害状況の取りまとめに関すること 3 その他企業対策部が活動する総合調整に関すること
	企 業	電 気 工 水 課	4 電気工水課所管業務の防災に関すること 5 県営発電所及び県営工業用水道の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 企業局所管ダム施設の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること 7 電力及び工業用水の供給安定対策に関すること 8 応急復旧に必要な資機材の確保に関すること
文教対策部	学校総務	教 育 政 策 課 学 校 運 営 ・ 施 設 整 備 室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること 7 その他応急文教対策に関すること
	学校教育	教育情報化推進室 教 職 員 課 義 務 教 育 課 高 校 教 育 課 特別支援教育推進室	8 ICT機器等を活用した応急教育の実施に関すること 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること
	学校保健	学 校 安 全 ・ 体 育 課	10 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること 11 児童生徒の避難措置に関すること
	協力班	地 域 連 携 教 育 推 進 課 人 権 教 育 課	12 当該課・室の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること

公安部	原子力災害警備本部	1 周辺住民等への情報伝達に関すること 2 避難等の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関すること 3 交通規制及び緊急輸送の支援に関すること 4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること
応援協力部	各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局	1 各部局の災害対策関連事務の処理 2 他部の応援に関すること

第4項 地方機関の所掌事務

- 1 地方本部未設置時においては、各出先機関は、地域行政連絡協議会の構成員であるとともに、それぞれ災害対策本部各対策部の地方機関として、その管轄区域内における部の所掌事務の処理に当たる。
- 2 警察署、交番、駐在所等警察の地方機関は、災害警備本部の組織として、災害対策本部公安部の所掌事務を処理する。
- 3 地方本部と地方機関の関係
 - (1) 地方機関は、地方本部が設置された場合は、地方本部の構成機関として、各対策部が実施する応急対策業務に従事する。
 - (2) 指示系統
本部長 → 総務部長 → 本部室班長（防災危機管理課長・消防保安課長）
→ 地方本部長 → 班 長 → 班 員
 - (3) 出先機関の長は、地方本部の各班長となり地方本部長（地域行政連絡協議会長）の指揮の下に活動する。

第2節 オフサイトセンターへの職員の派遣

県は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が設置される場合は、あらかじめ定めた職員をこれに派遣し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターの機能班に派遣し、原子力施設の状況、緊急時モニタリングの状況、被ばく医療の状況、住民避難等の状況等の把握に従事させるものとする。

第3節 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態等発生の通報があった場合は、必要に応じて、国及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づき、専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

第4節 応援要請及び職員の派遣要請等

第1項 応援要請

県は、必要に応じて、広域相互応援協定等に基づき、他都道府県等に対して応援要請を行うものとする。

第2項 職員の派遣要請等

県は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

また、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるものとする。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊に災害派遣を要請する必要があると認める場合又は市町長から要請があった場合は、直ちに災害派遣を要請するものとする。

また、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めたときは、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

県は、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携して、被災者の生活支援対策等を推進するものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 情報収集事態発生時の情報連絡

第1項 情報収集事態発生情報の連絡

1 国

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、県等に対して、情報提供するものとする。

2 県

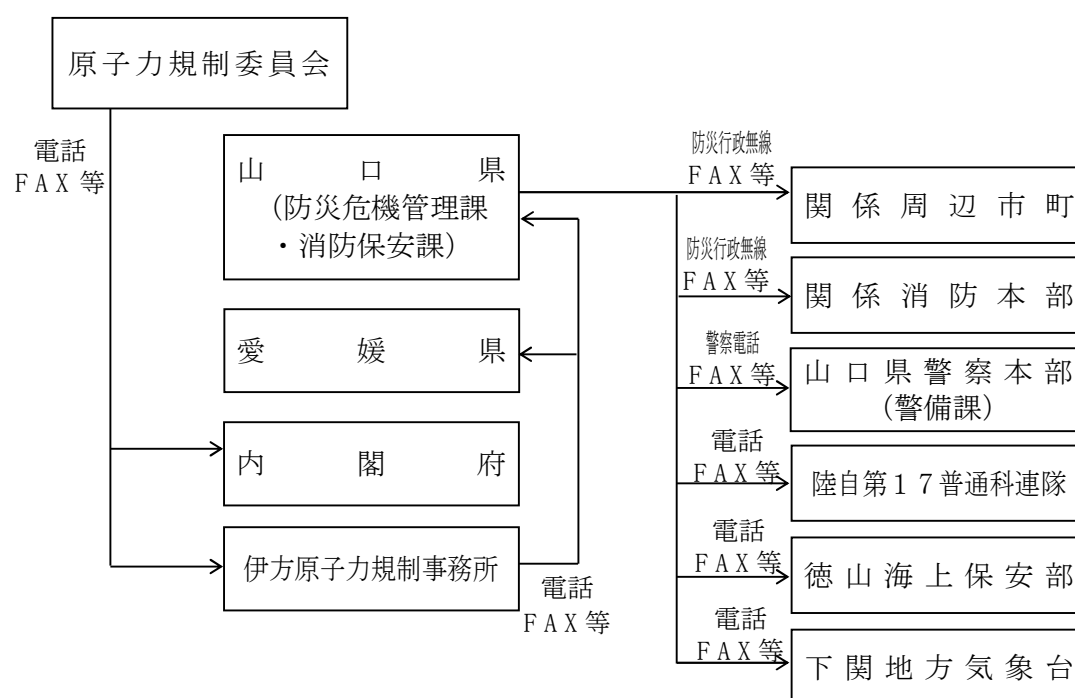
県は、国から連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。

第2項 情報収集事態発生後の被害情報等の連絡

1 国は、県等に、情報収集事態発生後の施設の状況、応急対策活動の状況及び被害の状況等を連絡するものとする。

2 県は、関係周辺市町、関係機関に、国から連絡を受けた事項等を随時連絡するものとする。

【情報収集事態発生時の情報伝達系統図】



第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡

第1項 警戒事態発生情報の連絡

1 原子力防災管理者

原子力防災管理者は、警戒事態発生又は発生の通報を受けた場合は、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会）、県等に文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

2 県

県は、原子力事業者から通報を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。

なお、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて警戒事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、県は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示するものとし、原子力事業者はその結果を県に連絡するものとする。

3 国

国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生及びその後の状況について、県等に対して、情報提供を行うものとする。

第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

1 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会）、県等に、警戒事態発生後の施設の状況、応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。

2 県は、関係周辺市町、関係機関に、原子力事業者及び国から連絡を受けた事項等を随時連絡するものとする。

3 県や関係周辺市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や関係周辺市町等より事前の状況把握を行う。

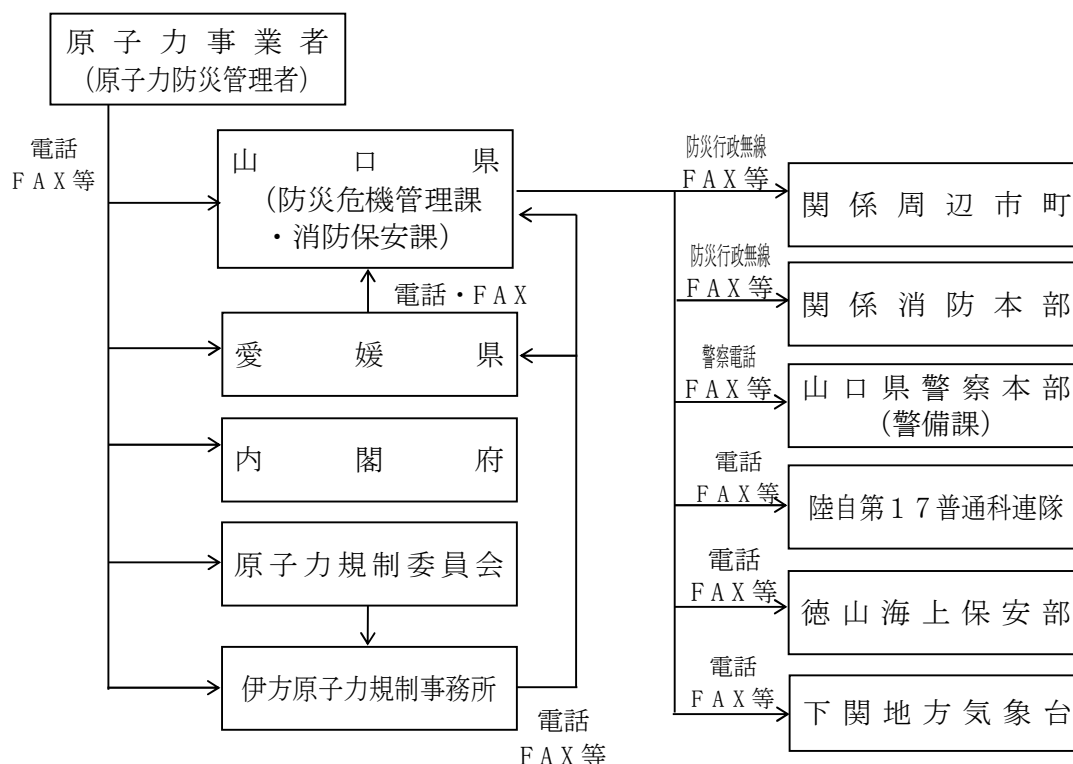
- ・施設敷地緊急事態要避難者^(注)の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

（注）施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当するものを除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの。
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

【警戒事態発生時の情報伝達系統図】



第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

1 原子力防災管理者

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、国、県等に、文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

2 県

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。

3 国

国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県及び県警察本部等に連絡するものとする。

また、原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡するものとする。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国、県等に連絡するものとする。

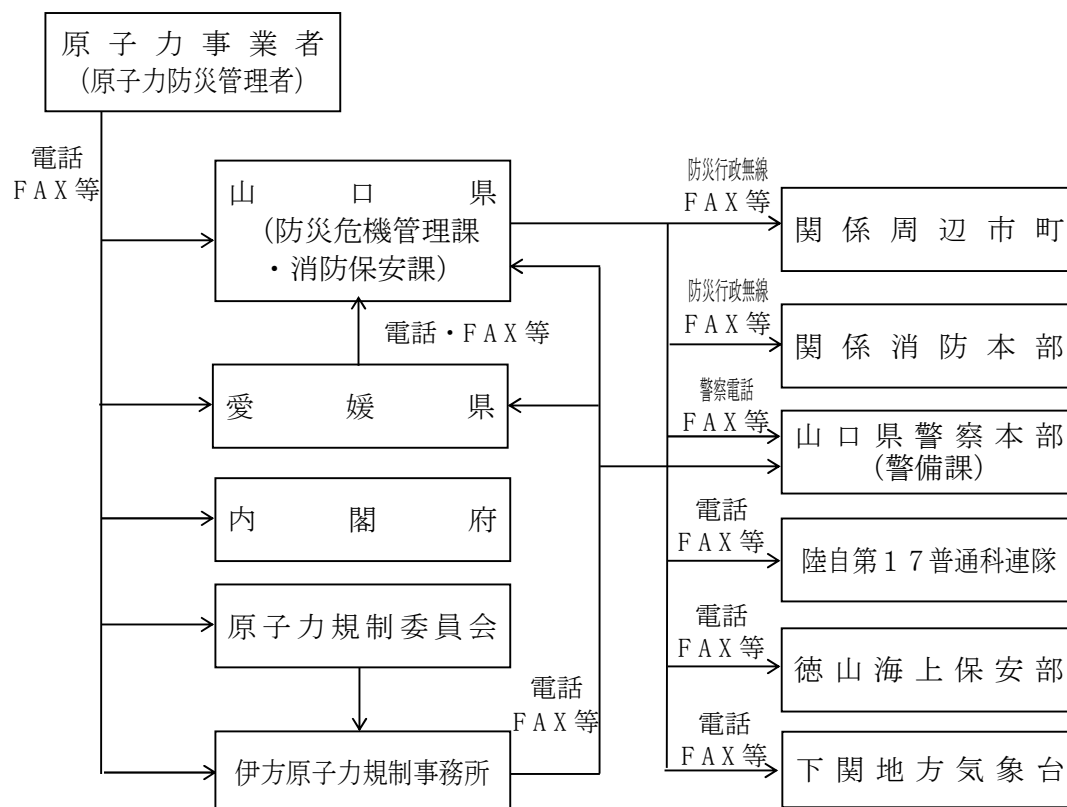
第2項 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

1 原子力事業者は、国、県等に、施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。

さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

- 2 国は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、関係周辺市町、現地事故対策連絡会議等との間の連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県等に、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するものとする。
- 3 県は、関係周辺市町、関係機関に、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- 4 県、関係周辺市町、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- 5 施設敷地緊急事態における防護措置実施の要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と県や関係周辺市町等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や関係周辺市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- 6 県や関係周辺市町等が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の事項について、指示内容の判断のために県や関係周辺市町等より事前の状況把握等を行う。
 - ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 移動手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達系統図】



第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡

第1項 全面緊急事態発生情報の連絡

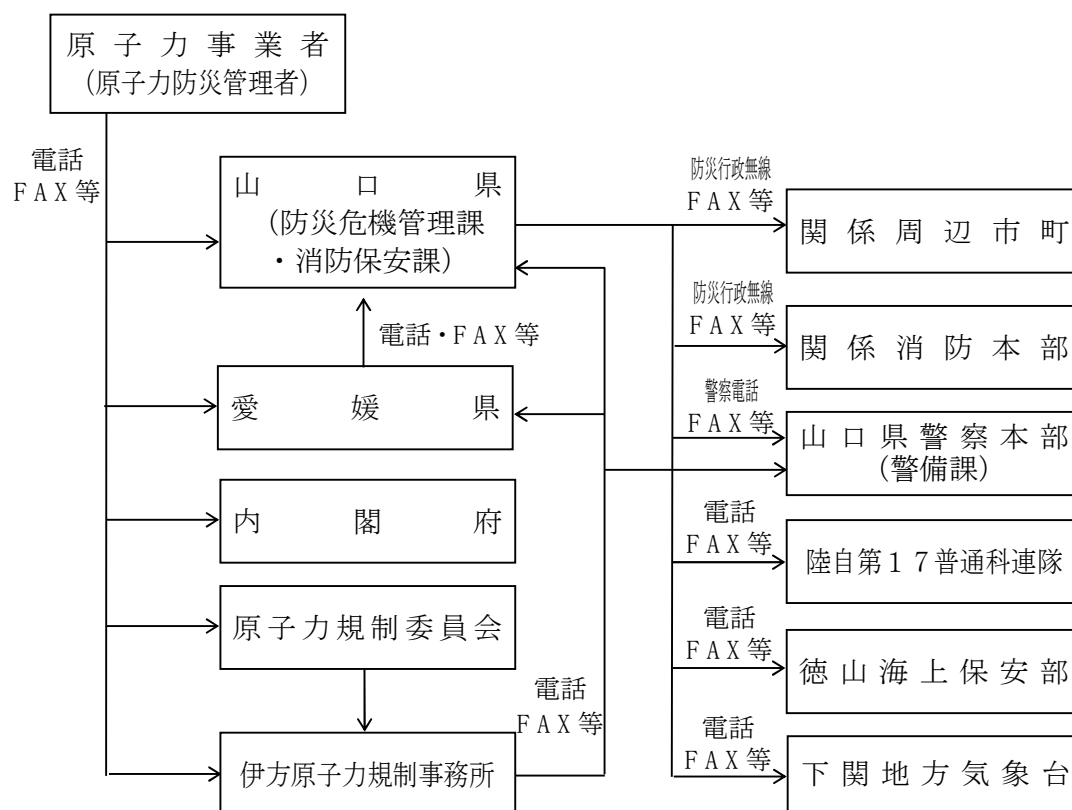
1 原子力防災管理者

原子力防災管理者は、全面緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、国、県等に、文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

2 県

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。

【全面緊急事態発生時の情報伝達系統図】



第2項 原子力緊急事態宣言発出の連絡

国は、全面緊急事態が発生していると認める場合は、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、避難等の指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- 1 原子力緊急事態宣言発出後は、国の現地対策本部、県・市町災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターの機能班に、それぞれ職員を配置することにより、施設の状況、モニタリングの状況、被ばく医療の状況、住民避難等の状況等の情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行

うものとする。

2 U P Z 内における屋内退避の防護措置実施の指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、関係周辺市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

3 放射性物質等が放出され、県や関係周辺市町等が、U P Z 内において避難及び一時移転を実施するに当たり、原子力災害合同対策協議会等は、次の事項について、指示内容の判断のため県や関係周辺市町等より事前の状況把握等を行う。

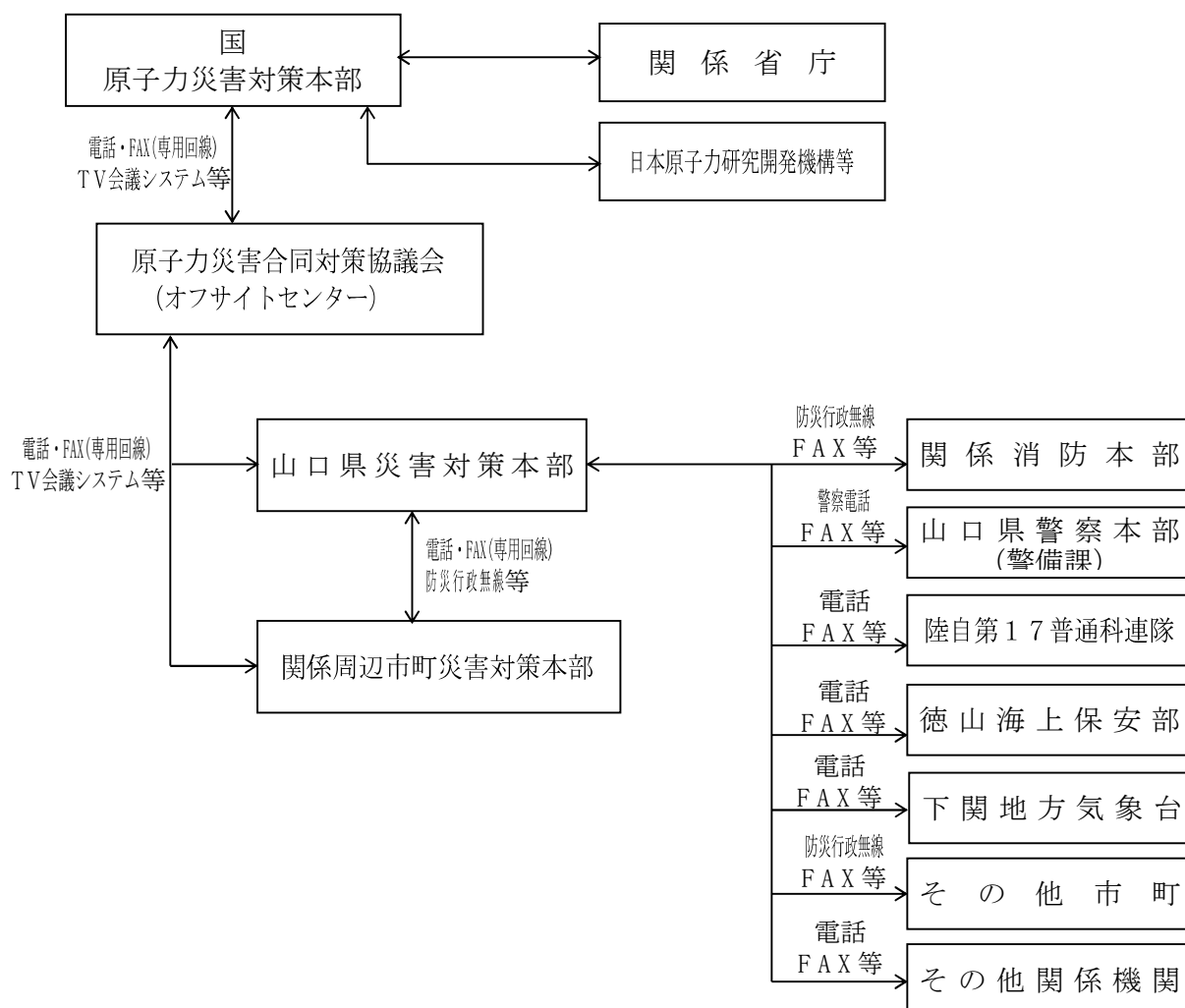
- ・ U P Z 内の避難及び一時移転の対象区域・対象者の数並びに避難及び一時移転の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、関係周辺市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

4 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

5 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、市町、関係機関、原子力事業者等の間の連絡調整等を引き続き行うものとする。

【原子力緊急事態宣言発出後の情報伝達系統図】



第5節 通信運用計画

国は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされている。

県は、伝達された内容を市町に連絡するものとし、地震や津波等の影響により、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第6節 原子力災害時における住民への指示

第1項 住民への指示

原子力災害時における住民への指示に当たっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会は、指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施するものとする。

第2項 住民への指示の手段

各機関は、住民に対して必要な措置の指示、命令等を行う必要がある場合には、次の方法をはじめ、あらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に行うものとする。

1 県

- (1) 広報車、消防防災ヘリコプター
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット、県防災メール、コミュニティFM等
- (3) その他

2 関係周辺市町

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車
- (3) 拡声器
- (4) 緊急速報メールサービス
- (5) その他

3 県警察

- (1) 広報車、ヘリコプター
- (2) その他

4 関係消防機関

- (1) 広報車
- (2) 拡声器
- (3) その他

5 原子力事業者

- (1) 広報車
- (2) その他

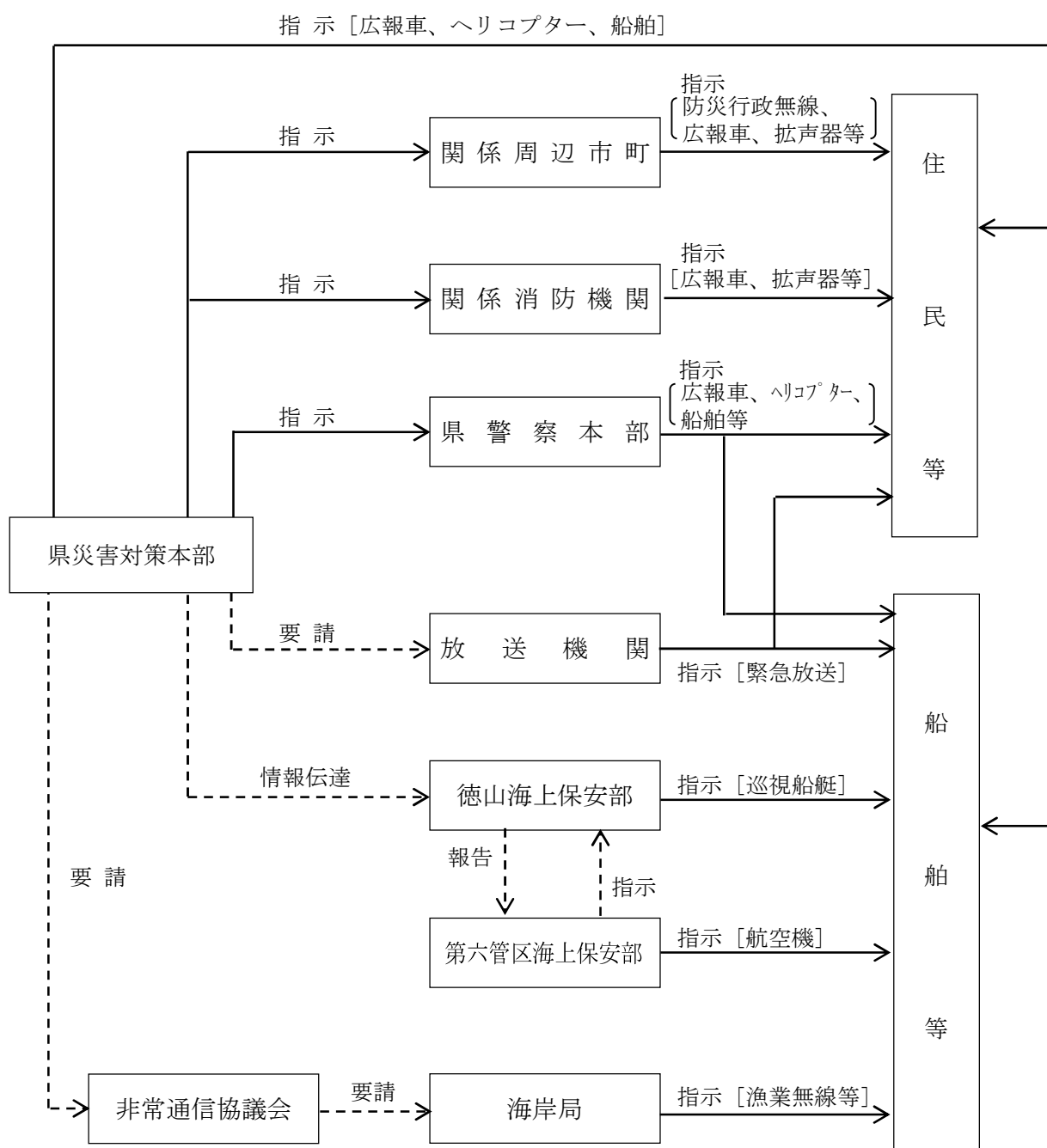
第3項 船舶等への指示伝達手段

各機関は、災害対策本部等で決定した必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対して行う必要がある場合は、次の方法をはじめ、あらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に行うものとする。

1 県

- (1) 船舶
 - (2) 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）
 - (3) 徳山ポータラジオ
 - (4) その他
- 2 県警察
- (1) 船舶
 - (2) その他
- 3 第六管区海上保安本部
- (1) 巡視船艇、航空機
 - (2) その他

【原子力災害時における住民等に対する指示系統図】



第3章 住民等への的確な情報の伝達

第1節 広報事項

県は、市町、関係機関及び原子力事業者等との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

広報活動は、原則として県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で実施するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止するとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努めるものとする。

災害の規模、態様に応じて、次の事項を主として広報を実施するものとする。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 事故・災害等の概況
- 3 大気中放射性物質の拡散状況
- 4 モニタリング結果
- 5 緊急事態応急対策の実施状況
- 6 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- 7 流言飛語防止等の県民等への呼びかけ
- 8 自主防災組織に対する活動実施要請
- 9 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信

第2節 広報の方法

県は、情報の出所を明確にした上で、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法により広報を行うものとする。

なお、その際、住民の安心や要配慮者等に配慮した広報を行うものとする。

第1項 報道機関による広報

県は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対して情報を提供し、広報について協力を要請するものとする。

なお、災害の状況にかかわらず、必要に応じて記者発表を行うなど、積極的な広報に努めるものとする。

第2項 一般広報

- 1 広報紙（臨時を含む）等による広報
- 2 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報
- 3 広報車、ヘリコプター、船舶による広報
- 4 市町等の広報体制を活用した広報
- 5 相談窓口等の設置
- 6 県のホームページ等を活用した広報

第3節 広聴活動

県、市町及び防災関係機関等は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設するものとする。

第4章 緊急時モニタリングの実施

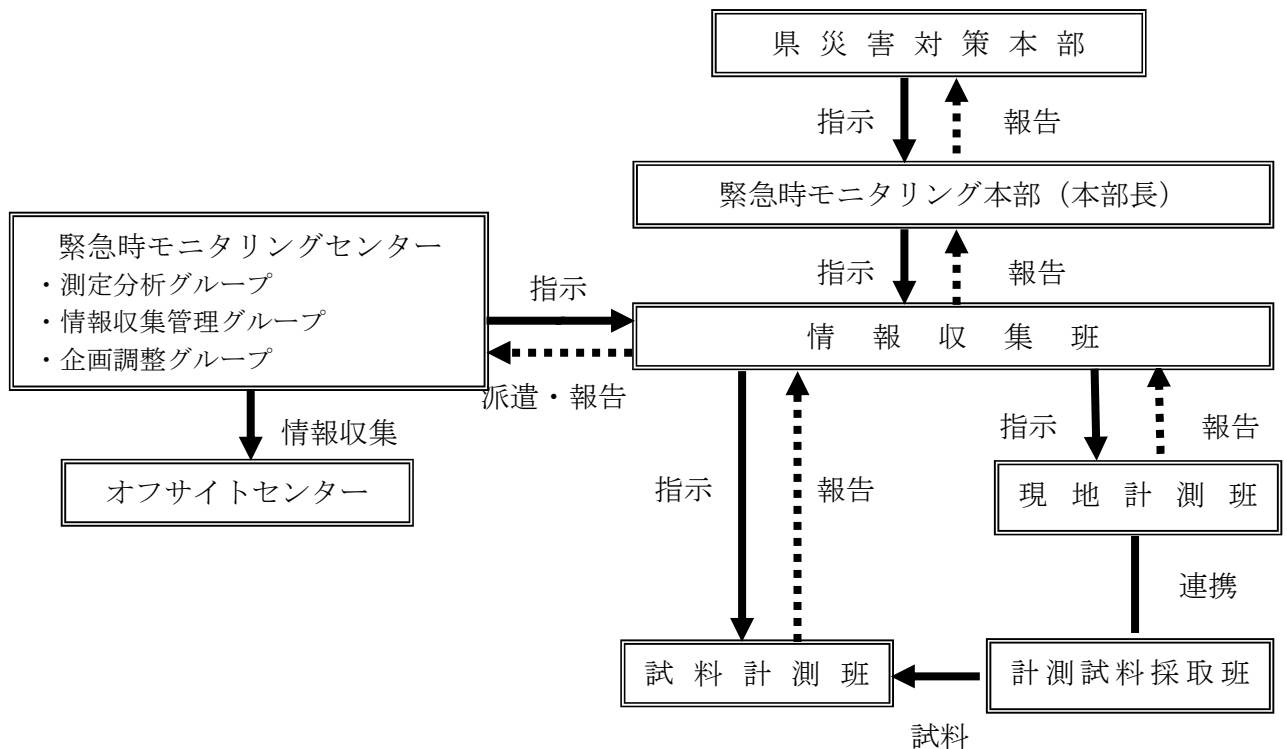
第1節 緊急時モニタリング本部の設置と各機関の任務

第1項 県

県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、緊急時モニタリング等を実施するため、環境生活部長を本部長とする緊急時モニタリング本部を設置するものとする。

県は、国が作成する緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

【モニタリング組織と連絡検討図】



第2項 関係周辺市町

関係周辺市町は、現地において実施する緊急時モニタリングに協力するものとする。

第3項 原子力事業者

原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリング等を実施し、データを提供するとともに、県の緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、協力するものとする。

第4項 国

国(原子力規制委員会)は、緊急時モニタリングを統括し、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ、緊急時モニタリング実施計画の作成、実施の指示、関係者による緊急時モニタリング実施の総合調整等を行うものとする。

また、県は、国が事態の進展に応じて緊急時モニタリング実施計画を改定する場合、関係省庁、原子力事業者等とともに改定に協力するものとする。

国は、専門家及び緊急時モニタリング要員を現地に派遣するものとする。

第2節 緊急時モニタリングの実施方法

第1項 警戒事態（Aレベル）発生時のモニタリング

1 目的

警戒事態の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を行い、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。

2 測定項目

- (1) 空間放射線量率
- (2) 大気中の放射性ヨウ素濃度
- (3) 大気浮遊じん中の放射性物質濃度

3 測定、採取の地点

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）内

第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング

1 初期モニタリング

(1) 目的

住民避難、一時移転や安定ヨウ素剤の服用等、OILに照らし合わせて防護措置を実施する際の判断に用いることを目的とする。

(2) 測定項目

- ア 空間放射線量率
- イ 大気中の放射性ヨウ素等の濃度
- ウ 大気浮遊じん中の放射性物質濃度
- エ 環境試料（土壌、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度（全面緊急事態から）

(3) 測定、採取の地点

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）を主体とした地域で、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域

2 中期モニタリング

(1) 目的

放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いることを目的とする。

(2) 測定項目

- ア 空間放射線量率
- イ 積算線量
- ウ 大気中の放射性ヨウ素等の濃度
- エ 大気浮遊じん中の放射性物質濃度

オ 環境試料（土壌、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度

(3) 測定、採取の地点

初期モニタリングの地域のほか、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域

第3節 海上モニタリングの実施

国又は県は、緊急時モニタリング等の実施に当たり、特に必要と認めたときは、海上におけるモニタリングを実施するものとする。

第1項 使用する船舶

海上におけるモニタリングの実施に当たっては、次の船舶のいずれかにより実施するものとする。

- 1 県所属船舶
- 2 海上保安庁所属船舶
- 3 海上自衛隊所属船舶

第2項 要員及び資機材

海上におけるモニタリングは、原則として次の要員及び資機材により実施するものとする。

- 1 県所属船舶により実施する場合は、県職員及び県保有資機材
- 2 海上保安庁所属船舶又は海上自衛隊所属船舶により実施する場合は、国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材

第3項 海上保安庁による支援

海上保安庁は、原子力災害対策本部又は知事から、海上におけるモニタリングの要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び器材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行うものとする。

第4項 海上自衛隊による支援

海上自衛隊は、必要に応じて、海上におけるモニタリングを支援するものとする。

第4節 上空モニタリングの実施

国又は県は、緊急時モニタリング等の実施に当たり、特に必要と認めたときは、上空におけるモニタリングを実施するものとする。

第1項 使用する航空機

陸上自衛隊等の航空機

第2項 要員及び資機材

上空におけるモニタリングは、原則として国から派遣された緊急モニタリング要員及び資機材により実施するものとする。

第3項 陸上自衛隊等による支援

陸上自衛隊等は、必要に応じて、上空におけるモニタリングを支援するものとする。

第5節 大気中放射性物質拡散情報の活用

県は、国や原子力事業者と連携し、原子力発電所事故の状況や地域の実情等様々な情報に加え、大気中放射性物質拡散情報を活用する。

第6節 モニタリング結果等の評価

国（原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に解析・評価する。また、すべての解析及び評価の結果を分かりやすく、かつ迅速に公表するものとする。

県、立地県、関係周辺市町、原子力事業者、防災関係機関等は、緊急時モニタリングの結果及び国が行った評価等を共有するものとする。

第7節 緊急時における住民等の被ばく線量の実測

県は、健康調査・健康相談を適切に行うため、国等と連携し、発災後1週間以内を目途に、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第5章 住民避難等の実施

第1節 避難又は一時移転、屋内退避の指示等

内閣総理大臣が緊急事態応急対策実施区域を定め、当該区域を管轄する市町（以下「応急対策実施市町」という。）及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合は、県は、応急対策実施市町の長（以下「応急対策実施市町長」という。）に対して、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行うよう連絡するものとする。

応急対策実施市町長は、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県又は関係周辺市町の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

第2節 避難所の設置

応急対策実施市町は、避難や一時移転が必要になった場合は、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知するものとする。

応急対策実施市町は、避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等多様な主体の視点に配慮するなど、県と連携して、避難所における生活環境が良好なものとなるよう努めるものとする。

特に、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮するものとする。

県は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする。

第3節 避難等の実施

第1項 住民への情報提供

県は、応急対策実施市町が行う住民の避難や一時移転の誘導に協力するため、住民に向けて避難所や避難退域時検査等の場所、災害の概要等の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第2項 住民の避難等の状況の確認

県は、応急対策実施市町長が避難や一時移転の指示等を行った場合は、応急対策実施市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難等の状況を確認するものとする。

また、避難等の状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第3項 自然災害との複合災害時における避難等

複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。

第4項 広域避難の調整

県は、応急対策実施市町の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対して、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

第5項 感染症の流行下における避難等の留意点

感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

具体的には、避難等を行う場合は、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施するものとする。

- 1 U P Z内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わないものとする。
- 2 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。これが困難な場合には、あらかじめ準備をしているU P Z外の避難先へ避難するものとする。
- 3 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難船舶等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努めるものとする。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一次集結所や一時移転を行う場合の避難船舶等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。

第4節 要配慮者の避難誘導

応急対策実施市町は、要配慮者の避難誘導に当たっては、輸送手段等に特に配慮するものとする。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供等に努めるものとする。

第5節 避難住民に対する避難退域時検査等

県は、住民が避難や一時移転を行う場合は、関係機関と連携して、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

第6章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請等に基づき、飲食物の検査を実施するものとする。

また、国の指示等に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7章 原子力災害医療の実施

第1節 原子力災害医療本部の設置

県は、県災害対策本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、緊急被ばく医療等を実施するため、健康福祉部長を本部長とする原子力災害医療本部を設置するものとする。

第2節 救護所における住民への対応

第1項 救護所の開設・運営

現地作業グループ指揮者は、住民の避難等が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合は、避難所等に救護所を開設するものとする。

第2項 受付・誘導等の実施

受付・誘導班は、救護所等において、住民の連名簿の作成、誘導、一般的な傷病の有無の確認、問診等を実施するものとする。

第3項 避難退域時検査等の実施

避難退域時検査班は、救護所等において住民に対し、避難退域時検査等を実施するものとする。

第4項 簡易除染等の実施

簡易除染班は、避難退域時検査の結果、除染が必要と認められる場合は、救護所等において、被ばく者の簡易除染を実施するものとする。また、除染の実施後に、再度検査等を実施するものとする。

第5項 一般医療活動の実施

医療救護班は、救護所又は原子力災害対策地域の医療機関において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

第6項 医療機関への搬送

救護所責任者は、専門的な医療が必要と認められる者については、被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な医療機関（又は原子力災害拠点病院等）への搬送を指示し、必要な連絡・調整を行うものとする。

第7項 健康相談の実施

健康管理班は、救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施するものとする。

また、住民の健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、市町保健センター等は、適切な対応をするものとする。

第8項 安定ヨウ素剤の搬送・配布準備

ヨウ素剤準備班は、安定ヨウ素剤の備蓄場所から市町等への搬送など、あらかじめ配布のための準備を行い、配布の指示があった場合は、市町が行う住民等に対する安定ヨウ素剤の配布に協力するものとする。

第3節 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針等を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、直ちに服用対象者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、市町に対して服用すべき時期及び服用の方法の指示を行うとともに、医師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

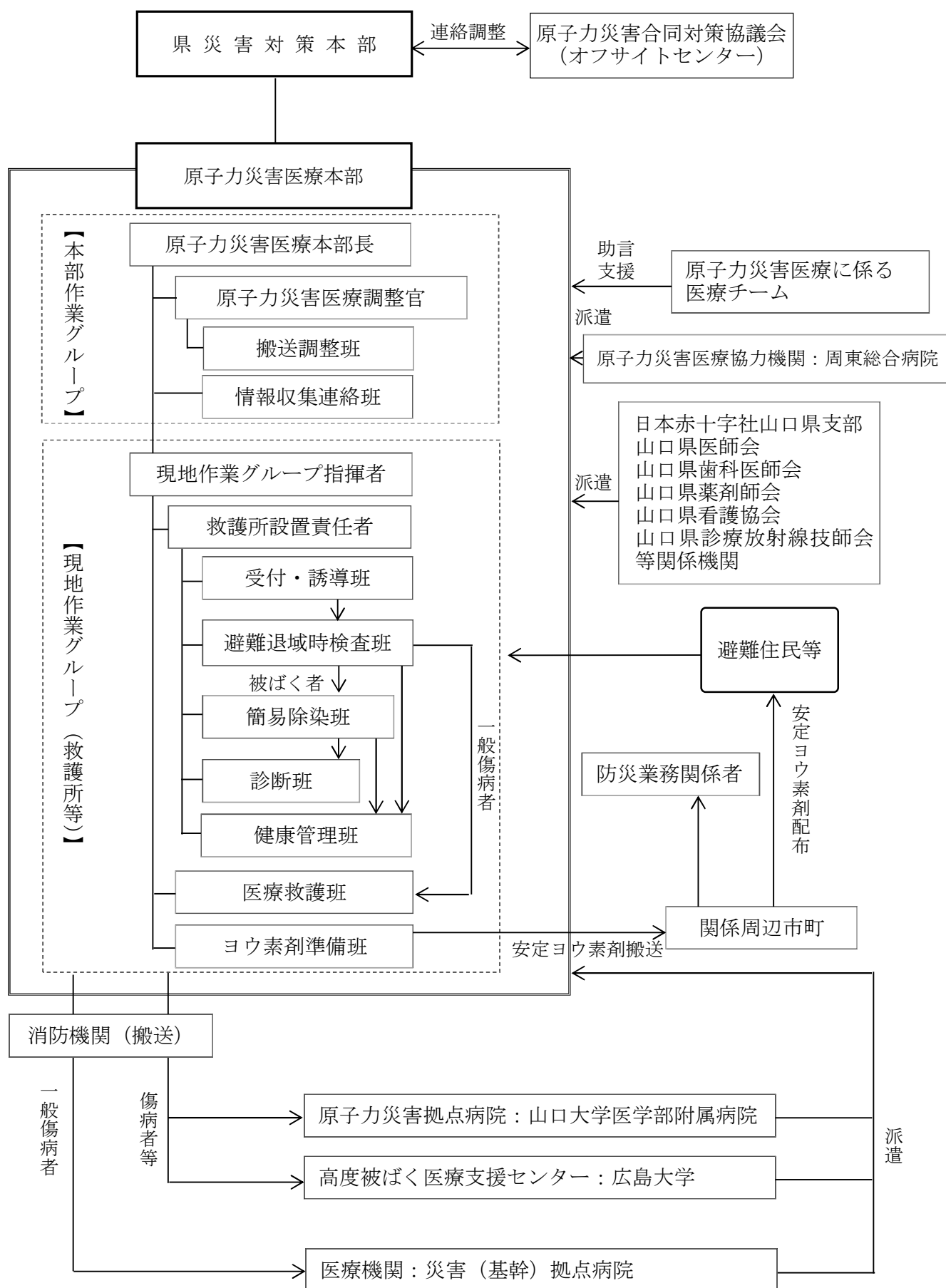
その際、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。

また、原則40歳未満の方を配布対象とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。

さらに、男女を問わず40歳以上であっても、希望者には配布するものとする。

【原子力災害医療活動体系図】



第8章 防災業務関係者の安全確保

第1節 防災業務関係者の被ばく管理・安全管理

県、市町、関係機関及び原子力事業者等は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合は、現場指揮者と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

なお、感染症の流行下においては、防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮するとともに、防災業務関係者は、個人用防護具を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮するとともに、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施するものとする。

第2節 防護対策

- 1 県は、必要に応じて、防災業務関係者や市町等に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 2 防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、県は、原子力災害合同対策協議会を通じて資機材等の確保に関する支援を要請するものとする。

第3節 防災業務関係者の放射線防護

- 1 防災業務関係者の放射線防護については、国が定めた緊急事態応急対策を行う防災関係者の放射線防護に係る基準を適用し、行うものとする。なお、被ばくの可能性のある環境下での活動を要請された組織は、要請した組織と協議して定めることができるものとする。
- 2 県は県職員の被ばく管理を行うものとする。
- 3 現地作業グループは、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染等の医療措置を行うものとする。
- 4 現地作業グループは、本部作業グループ及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対して、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。
- 5 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- 6 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第9章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送の順位

県は、市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第2節 緊急輸送の範囲

県は、市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の範囲を原則として調整するものとする。

- 1 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材
- 2 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- 3 避難者、負傷者等
- 4 避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- 5 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- 6 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3節 緊急輸送体制の確立

- 1 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 県は、市町から要請があった場合、緊急事態応急対策活動が円滑かつ確実に行われるよう緊急輸送車両、船舶及び航空機を確保するとともに、自衛隊及び公共輸送機関等に対して緊急輸送の応援を要請するものとする。

第10章 治安の確保

県は、県警察、海上保安庁等と協議し、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保を図るものとする。

特に、避難の指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報を提供し、盗難等の各種犯罪の未然防止や火災予防に努めるものとする。

第Ⅳ編 原子力災害中長期対策

第 1 章 緊急事態解除宣言後の対応

県は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後においても、国及び市町と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第 2 章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第 1 節 避難の指示等

原子力災害事後対策実施区域を管轄する市町長は、放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合は、当該汚染による原子力災害の発生又は拡大等を防止するため、必要と認める地域の住民等に対して、避難や一時移転、屋内退避の指示等を行うものとする。

この場合、市町長は、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び県に報告するものとする。

第 2 節 警戒区域の設定

原子力災害事後対策実施区域を管轄する市町長は、放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、必要に応じて、警戒区域を設定し、住民等に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じるものとする。

県は、市町長が設定した警戒区域等について、その実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と調整するものとする。

第 3 章 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対応について、必要な措置を行うものとする。

第 4 章 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して発災後の復旧に向けて以下の判断等を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量

及び放射性物質濃度の継時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第5章 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指示等に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、制限措置解除の状況を確認するものとする。

第6章 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び市町とともに、県民に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

第7章 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行うものとする。